第一工場ごみ処理施設プラント更新事業

環境影響評価調査計画書

概要版

令和6年9月

東埼玉資源環境組合

目 次

弗Ⅰ早	事業者の名称及び住所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
ᄷ	11.6. = # o C. t. z e/m =	0 1
	対象事業の目的及び概要····································	
2. 1	対象事業の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-1
2.	1.1 名称 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2-1
2.	1.2 対象事業の種類	2-1
2. 2	対象事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-1
2. 3	対象事業の実施区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-1
2. 4	対象事業の規模 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2-4
	対象事業の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	対象事業の実施方法····································	
	6.1 設備更新計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	6.2 処理計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	6.3 公害防止に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6.4 廃棄物等運搬車両の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-21
	工事計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	7.1 工事工程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	7.2 資材運搬等車両の主な走行ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	7.3 工事中における環境保全計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2–25
第3章	調査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3–1
	環境影響要因の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 2	調査・予測・評価の項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3–1
3. 3	環境影響評価項目の選定理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3–3
## A ##		4 4
第4章	調査、予測及び評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-1
4. 1	大気質 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4-3
4. 1 4.	大気質 ····································	4-3 4-3
4. 1 4. 4.	大気質 ····································	4-3 4-3 4-8
4. 1 4. 4. 4. 2	大気質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3 4-3 4-8 4-10
4. 1 4. 4. 4. 2 4.	大気質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3 4-3 4-8 4-10 4-10
4. 1 4. 4. 2 4. 2 4.	大気質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3 4-3 4-8 4-10 4-10 4-13
4. 1 4. 4. 4. 2 4. 4. 4. 3	大気質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3 4-3 4-8 4-10 4-10 4-13 4-16
4. 1 4. 4 4. 2 4. 4 4. 3 4. 3	大気質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3 4-3 4-8 4-10 4-10 4-13 4-16
4. 1 4. 4. 4. 2 4. 4. 4. 3 4. 4.	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法	4-3 4-8 4-10 4-10 4-13 4-16 4-19
4. 1 4. 4. 4 4. 2 4. 4. 4 4. 3 4. 4. 4	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21
4. 1 4. 4. 4 4. 2 4. 4 4. 3 4. 4 4. 4	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法	4-3 4-8 4-10 4-10 4-13 4-16 4-19 4-21 4-21
4. 1 4. 2 4. 2 4. 3 4. 4 4. 4 4. 4	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 4.2 予測・評価の方法	4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21 4-21 4-23
4. 1 4. 4. 4 4. 2 4. 4. 4 4. 4 4. 4 4. 5	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 表 4.2 予測・評価の方法 水質	4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21 4-23 4-24
4. 1 4. 2 4. 2 4. 3 4. 4 4. 4 4. 5 4. 5	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 4.2 予測・評価の方法 水質 5.1 調査の方法	4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21 4-21 4-23 4-24
4. 1 4. 4 4. 2 4. 4 4. 3 4. 4 4. 4 4. 5 4. 4	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 4.2 予測・評価の方法 水質 5.1 調査の方法 5.2 予測・評価の方法	4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-21 4-21 4-23 4-24 4-24
4. 1 4. 4. 4 4. 2 4. 4. 4 4. 4 4. 5 4. 4 4. 6	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 4.2 予測・評価の方法 水質 5.1 調査の方法 大質 5.1 調査の方法 土壌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21 4-23 4-24 4-24 4-27 4-28
4. 1 4. 4 4. 2 4. 4 4. 3 4. 4 4. 4 4. 5 4. 6 4. 6	大気質	4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21 4-23 4-24 4-27 4-28 4-28
4. 1 4. 4 4. 2 4. 4 4. 3 4. 4 4. 4 4. 5 4. 4 4. 6 4. 4	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 4.2 予測・評価の方法 水質 5.1 調査の方法 大質 5.1 調査の方法 土壌 6.1 調査の方法 6.2 予測・評価の方法	4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-21 4-21 4-23 4-24 4-24 4-27 4-28 4-29
4. 1 4. 4. 4 4. 3 4. 4 4. 4 4. 5 4. 4 4. 6 4. 7	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 4.2 予測・評価の方法 水質 5.1 調査の方法 5.2 予測・評価の方法 土壌 6.1 調査の方法 1.3 での方法 1.3 での方法 1.4 での方法 1.5 で	4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21 4-23 4-24 4-27 4-28 4-28 4-29 4-30
4. 1 4. 4. 4 4. 3 4. 4 4. 4 4. 5 4. 4 4. 6 4. 7 4. 7	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 4.2 予測・評価の方法 水質 5.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 1.3 変 予測・評価の方法 1.3 変 予測・評価の方法 1.4 変 予測・評価の方法 1.5 変 別・評価の方法 1.6 変 予測・評価の方法 1.7 調査の方法 1.8 変 の方法 1.9 変 の方法 1.9 変 の方法 1.1 調査の方法 1.1 調査の方法 1.1 調査の方法 1.1 調査の方法 1.1 調査の方法	4-3 4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21 4-23 4-24 4-27 4-28 4-29 4-30 4-30
4. 1 4. 4 4. 2 4. 4 4. 3 4. 4 4. 4 4. 5 4. 4 4. 6 4. 7 4. 7 4. 4	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 4.2 予測・評価の方法 水質 5.1 調査の方法 5.2 予測・評価の方法 土壌 6.1 調査の方法 6.2 予測・評価の方法 動物 7.1 調査の方法 7.2 予測・評価の方法	4-3 4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21 4-21 4-24 4-24 4-27 4-28 4-29 4-30 4-30 4-34
4. 1 4. 4. 4 4. 3 4. 4. 4 4. 4 4. 5 4. 4 4. 6 4. 4 4. 7 4. 8	大気質 1.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 騒音・低周波音 2.1 調査の方法 2.2 予測・評価の方法 振動 3.1 調査の方法 3.2 予測・評価の方法 悪臭 4.1 調査の方法 4.2 予測・評価の方法 水質 5.1 調査の方法 1.2 予測・評価の方法 1.3 変 予測・評価の方法 1.3 変 予測・評価の方法 1.4 変 予測・評価の方法 1.5 変 別・評価の方法 1.6 変 予測・評価の方法 1.7 調査の方法 1.8 変 の方法 1.9 変 の方法 1.9 変 の方法 1.1 調査の方法 1.1 調査の方法 1.1 調査の方法 1.1 調査の方法 1.1 調査の方法	4-3 4-3 4-8 4-10 4-13 4-16 4-16 4-19 4-21 4-23 4-24 4-27 4-28 4-29 4-30 4-34 4-35

4. 9	温室効果ガス等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-36
4.	9.1 予測・評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4–36
	地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	社会的状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 2	自然的状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5–5
第6章	環境の保全についての配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6. 1	公的な計画及び指針との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6–1
6. 2	回避または低減の配慮を図るべき地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6–5
	2.1 法律または条例の規定により指定された地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2 その他の配慮すべき地域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
6.3	対象事業の立地回避が困難な理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6-8
	3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由	
6.	3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6-8
6. 4	対象事業による影響の回避または低減措置の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6-9

第1章 事業者の名称及び住所

名 称:東埼玉資源環境組合

代表者の氏名:管理者 福田 晃

所 在 地:埼玉県越谷市増林三丁目2番地1

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称

2.1.1 名称

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業

2.1.2 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更 (埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号)

2.2 対象事業の目的

東埼玉資源環境組合(以下、「組合」という。)が設置している第一工場ごみ処理施設 (以下、「第一工場」という。)及び第二工場ごみ処理施設(以下「第二工場」という。) は、埼玉県東南部地域5市1町(越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町(以下、 「構成市町」という。))から排出される可燃ごみの処理を担ってきた。

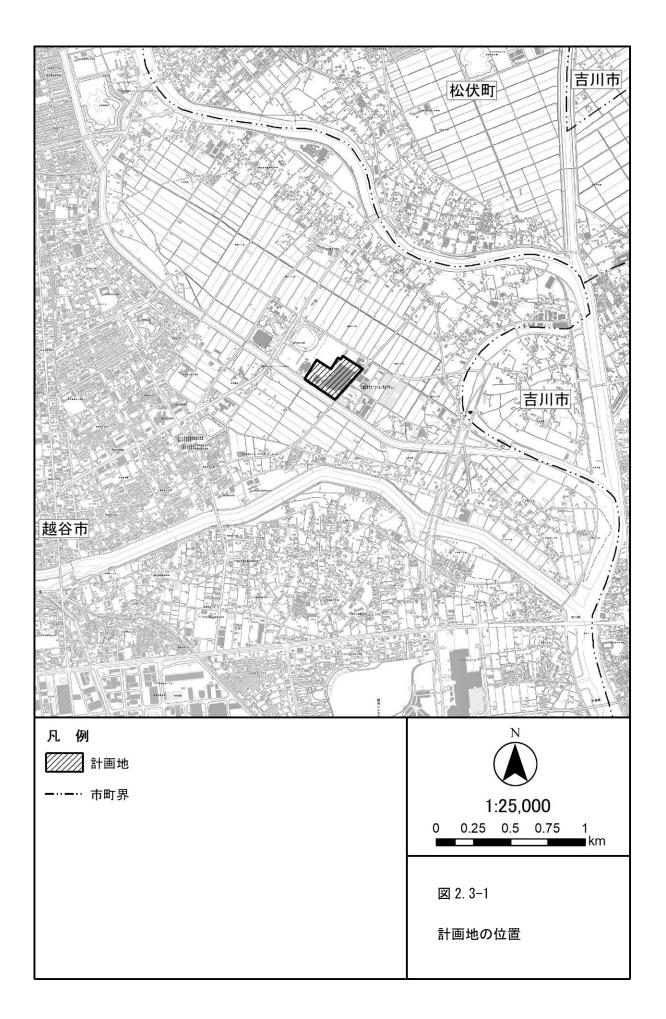
そのうち、第一工場については、平成7年度(1995年度)の稼働後、老朽化が進行していたことから、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の4年間で基幹的設備改良工事を行い、施設の安定稼働に向けた整備を行った。また、安全かつ安定的な施設の稼働を行うために策定した「第一工場ごみ処理施設長寿命化総合計画」では、延命化目標年度を稼働から38年後の令和15年度(2033年度)とし、現在も延命化を図るための工事を行っている。しかしながら、一般的に廃棄物処理施設は、他の施設と比較して性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いとされており、供用年数は概ね20年から25年程度で廃止を迎える施設が多くなっていることから、今後の稼働については、施設の更新が必要となる。

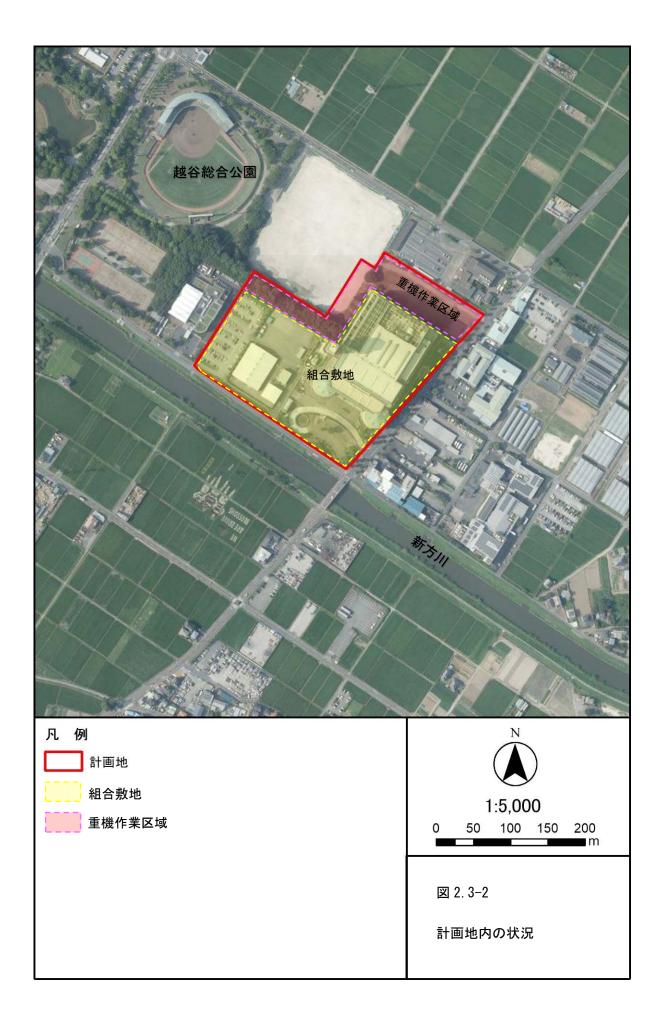
以上のことから、今後も安心・安全で持続可能なごみ処理を行うため、第一工場の設備更新にかかる事業を推進することとした。

2.3 対象事業の実施区域

本事業における対象事業実施区域(以下、「計画地」という。)の位置は、図2.3-1に示すとおりである。

本事業は、既存の第一工場の設備更新であり、基本的には既存の第一工場が稼働している 組合敷地内で事業実施予定であるが、工事に伴い既存の第一工場周辺に建設機械等の配置が 必要となるため、重機作業区域を設け、当該区域は必要に応じて地盤改良等を実施する。そ のため、計画地は、図2.3-2に示す組合敷地(45,875.44m²)と重機作業区域(13,554m²)とす る。





2.4 対象事業の規模

本事業の規模(処理能力)は、720t/日(180t/日・4炉)である。

2.5 対象事業の実施期間

本事業に係る設備更新後の施設(以下、「対象施設」という。)の供用開始までの全体工程は、表2.5-1に示すとおりである。

本事業はプラント設備の更新事業であり、建物は既存の第一工場を継続して使用し、プラント設備については、既存の焼却施設を稼働させながら、順次、更新工事を実施していく計画である。また、設備更新工事中は、更新工事が完了した炉から、順次、稼働させていく。

工事は令和9から19年度にかけて約11年間実施し、令和20年度から設備更新後の施設の供用 (4炉全て稼働)を開始する計画である。

年度 令和 項目 12 15 16 17 | 18 19 20 10 11 13 | 14 環境影響評価 (評価書までの手続き) 設備更新工事 設備更新後の供用開始

表 2.5-1 全体工程

注:実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。

2.6 対象事業の実施方法

2.6.1 設備更新計画

対象施設の概要は表2.6-1に、設備機器の更新箇所は図2.6-1に、対象施設の状況は図2.6-2に示すとおりである。

本事業はプラント設備の更新事業であり、設備更新後の施設規模は720t/日と、既存の第一工場の処理能力(800t/日)から減少する計画である。また、既存の第一工場で使用している焼却灰溶融炉については更新に伴い撤去する計画である。その他の項目については、既存の第一工場と同様とする計画である。

表 2.6-1 対象施設 (第一工場)の概要

項目等	施設概要
敷地面積	45,875.44m² (堆肥化施設を含む)
建築面積	20, 297. 61m²(工場・管理棟 19, 968. 72m²、煙突 328. 89m²)
延床面積	56, 989. 74m²(工場・管理棟 56, 259. 59m²、煙突 730. 15m²)
建物高さ	工場・管理棟 44.85m、煙突 100m
焼却炉処理能力及び処理方式	設備更新前:800t/日(200t/日・4 炉) 全連続燃焼式機械炉 設備更新後:720t/日(180t/日・4 炉) 全連続燃焼式機械炉
焼却灰溶融炉処理能力及び処理 方式	設備更新前:80t/日・2 炉(1 炉予備) アーク式電気溶融炉 設備更新後:廃止
浄水装置処理能力及び処理方式	8,400m ³ /日(5,000t 水槽・2 基) 砂ろ過方式(凝集沈澱)
発電設備	24,000kW(12,000kW・2 基) 抽気復水タービン
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
受入供給方式	ピットアンドクレーン方式
排ガス処理方式	乾式(消石灰吹込+ろ過式集じん器)
余熱利用	発電、場内熱供給(給湯)、いきいき館(ゆりのき荘・越谷市民プール)・農業技術センターへの熱供給(高温水)
関連施設	堆肥化施設

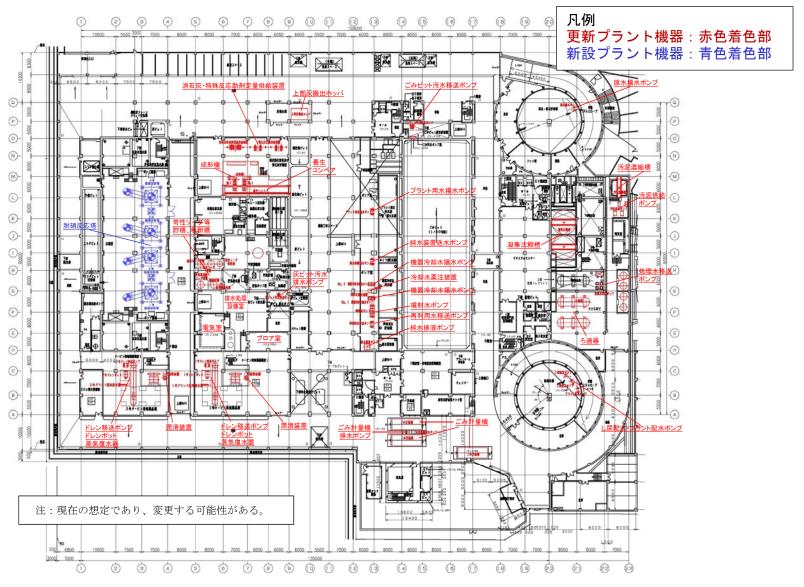


図 2.6-1(1) 設備機器の更新箇所(1階平面図)

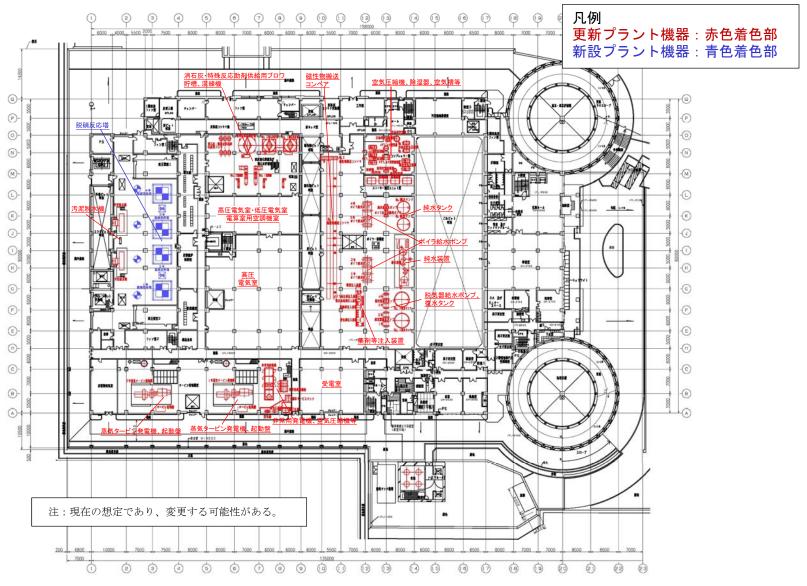


図 2.6-1(2) 設備機器の更新箇所(2階平面図)

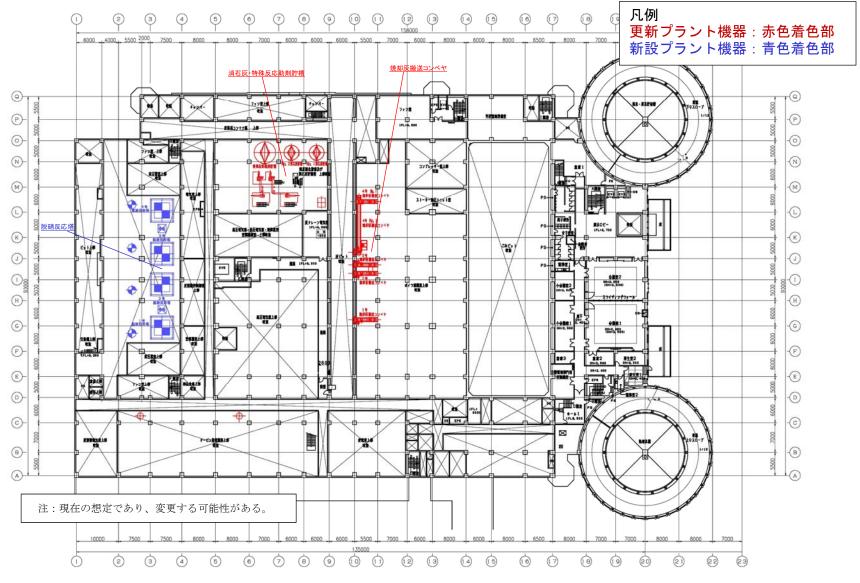


図 2.6-1(3) 設備機器の更新箇所(3階平面図)

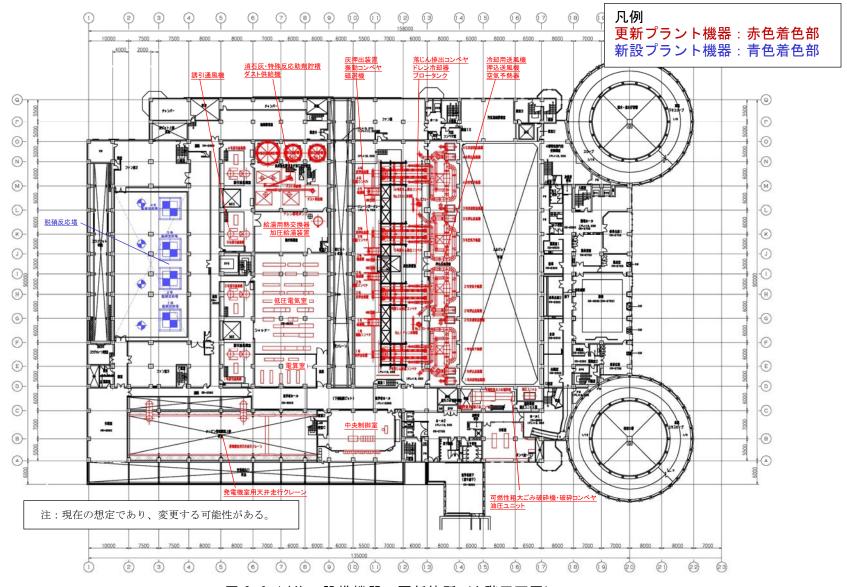


図 2.6-1(4) 設備機器の更新箇所(4階平面図)

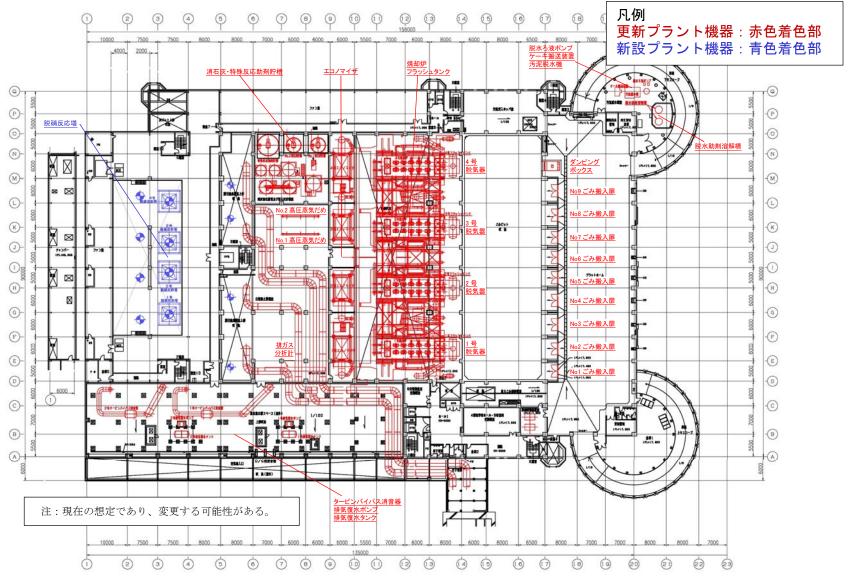


図 2.6-1(5) 設備機器の更新箇所(5階平面図)

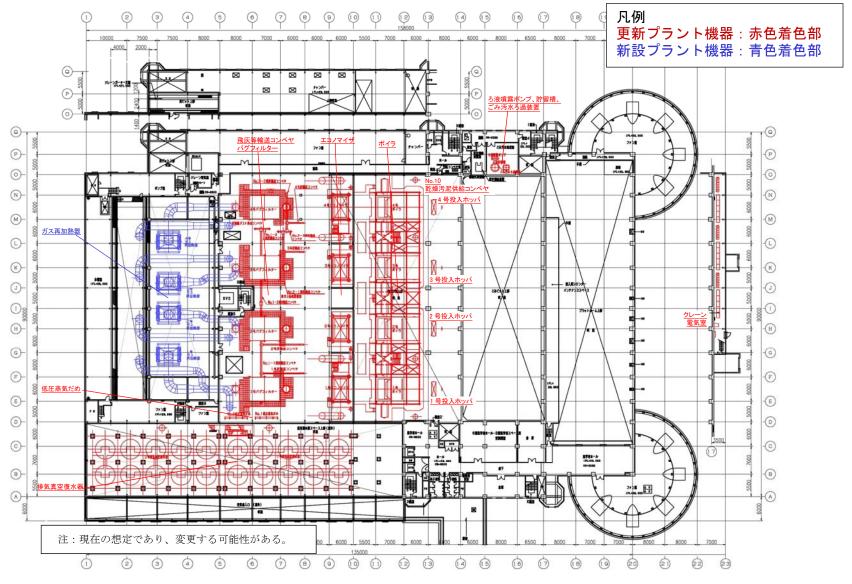


図 2.6-1(6) 設備機器の更新箇所(6・7階平面図)

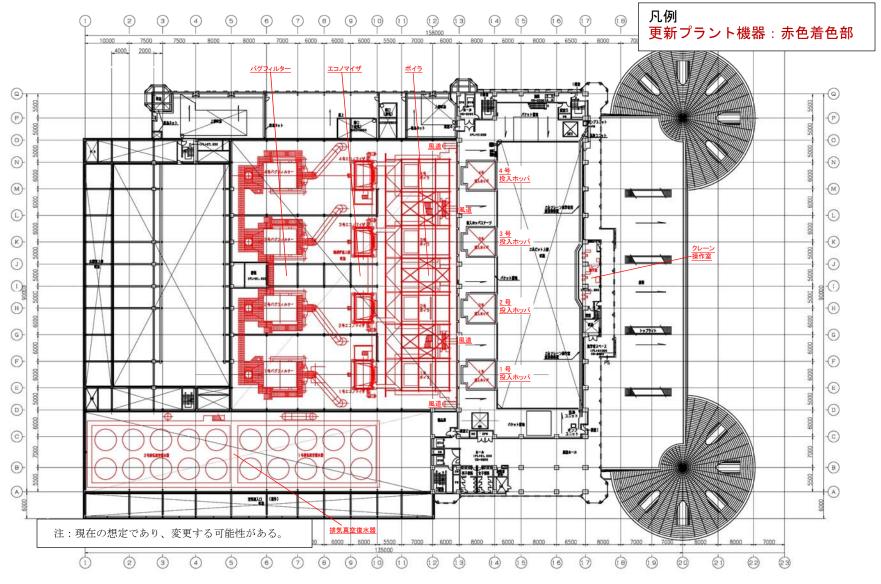


図 2.6-1(7) 設備機器の更新箇所(8階平面図)

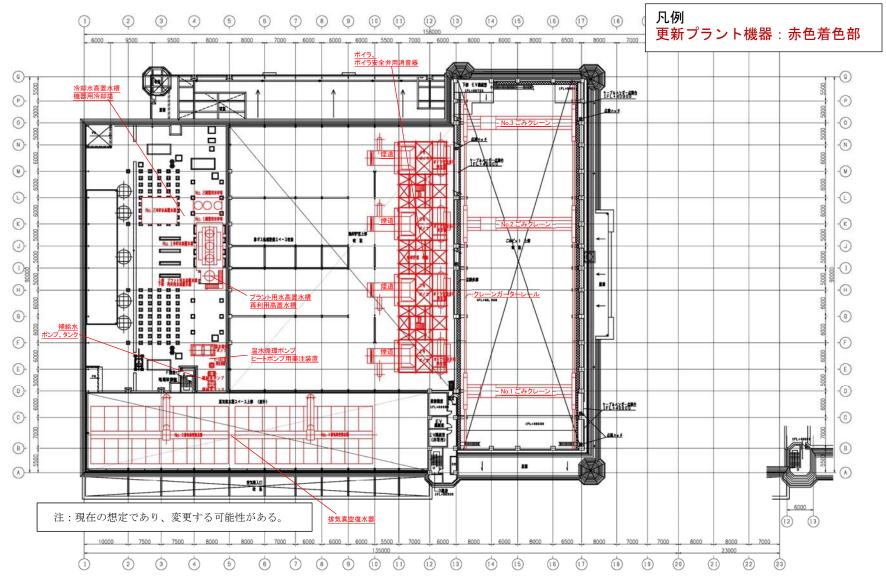
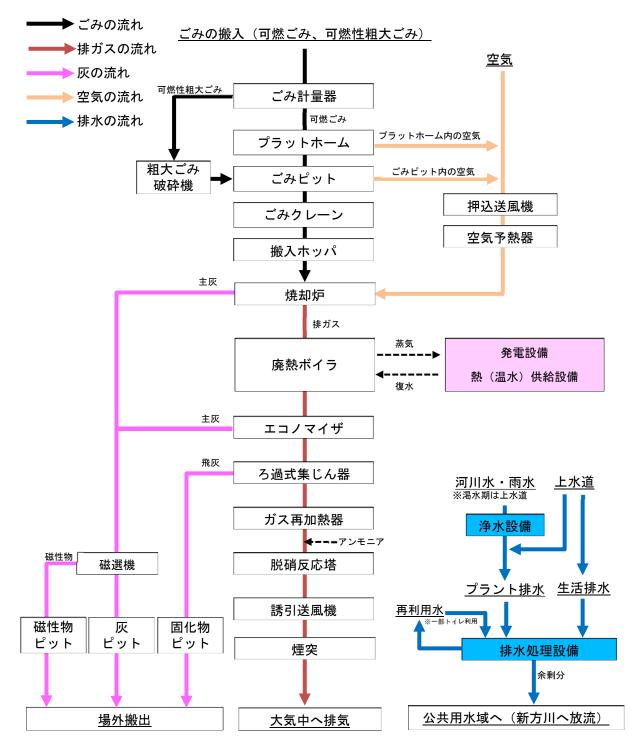


図 2.6-1(8) 設備機器の更新箇所 (クレーン階平面図)



2.6.2 処理計画

対象施設及び既存の第一工場における処理計画は、図 2.6-3に示すとおりである。 対象施設は、現状と同様に一般廃棄物(可燃ごみ、可燃性粗大ごみ)を処理対象とする計 画である。



注:現段階の想定のため今後変更の場合がある。

図 2.6-3(1) 処理フロー (将来:対象施設)

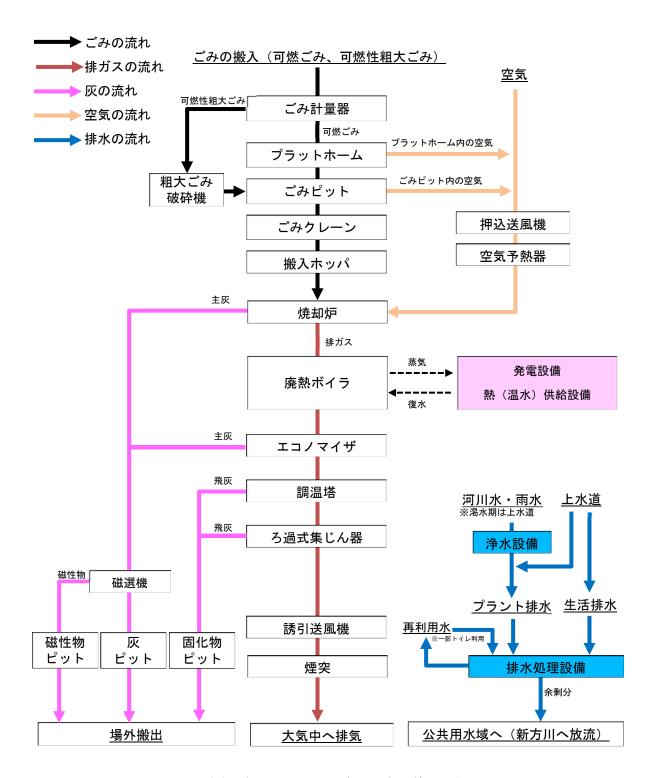


図 2.6-3(2) 処理フロー (現在:既存の第一工場)

2.6.3 公害防止に関する計画

(1) 排出ガス処理計画及び大気汚染防止計画

対象施設の排出ガスの諸元は表2.6-2に、既存の第一工場の排出ガスの基準値は表2.6-3に示すとおりである。

対象施設は、既存の第一工場と同等又はより厳しい環境保全管理値を自主基準値として設定し、定期的に測定管理を行う計画である。対象施設の環境保全管理値については、今後、詳細に設計し、設定する。

表 2.6-2 排出ガスの諸元

項目	単位	対象施設
煙突高さ	m	100
煙突頂部の排出口の内径	m	1.26m×4本
湿り排出ガス量	m^3N/h	289, 160(4 炉)
乾き排出ガス量	m^3N/h	254, 320(4 炉)
排出ガス温度	$^{\circ}$	199
排出ガス速度	m/s	20~30

注:現段階の想定のため、今後変更の場合がある。

表 2.6-3 大気質に係る環境保全管理値

規制物質	単位	既存の第一工場 環境保全管理値
窒素酸化物 (NOx)	ppm	150
硫黄酸化物(SOx)	m³N/h	2. 0
ばいじん	g/m^3N	0.02
水銀	$\mu \mathrm{g/m^3 N}$	50
塩化水素(HC1)	ppm	50 (81.5mg/m ³ N)
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1.0

注: 乾き排出ガスベース、酸素濃度 12%換算値。

(2) 騒音・振動防止計画

対象施設の騒音の基準値は表2.6-4に、振動の基準値は表2.6-5に示すとおりである。 対象施設は、既存の第一工場と同様に、計画地敷地境界上において、環境保全管理値 を設定し、定期的に測定管理を行う計画である。

表 2.6-4 騒音に係る環境保全管理値

時間帯	環境保全管理値
朝(午前6時~午前8時) 夕(午後7時~午後10時)	50 デシベル
昼間(午前8時~午後7時)	55 デシベル
夜間(午後 10 時~翌午前 6 時)	45 デシベル

表 2.6-5 振動に係る環境保全管理値

時間帯	環境保全管理値
昼間(午前8時~午後7時)	60 デシベル
夜間(午後7時~翌午前8時)	55 デシベル

(3) 悪臭防止計画

対象施設の悪臭の基準値は、表2.6-6に示すとおりである。

対象施設は、既存の第一工場と同様に、計画地敷地境界上において、環境保全管理値 を設定し、定期的に測定管理を行う計画である。

表 2.6-6 悪臭に係る環境保全管理値

項目	環境保全管理値
敷地境界線上の臭気濃度	10

(4) 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画

1) 給水計画

対象施設の給水計画について、既存の第一工場と同様に、生活用水は上水道から給水を受ける計画であり、プラント系設備等の給水は、用途に応じて上水道、河川表流水処理水(以下「浄水」という。)及び再利用水を使用する計画である。なお、浄水について、渇水期は、河川の状況に応じて使用量を減らす計画である。また、トイレには、再利用水を使用するものとする。

なお、既存の第一工場と同様に河川表流水の利用は、最大で800m3/日を計画とする。

2) 排水計画

対象施設の排水計画について、既存の第一工場と同様に、構内排水及び敷地内雨水排水については、位置、寸法、勾配、耐圧等に十分注意し、不等沈下、漏水事故のないよう計画とし、敷地内の雨水排水は、U字溝及び管渠(埋設ヒューム管)にて滞水することなく、適切な勾配で、新方川沿いの第一排水口に導く。屋根の雨水は、ループ内に雨水・原水貯溜槽を設けて集水を図り、集水された雨水は、浄水設備へ導水し、プラント用水等として利用を図る。

対象施設からの排水は、図2.6-4に示す既存の第一工場と同様に、新方川へ放流する計画である。

なお、対象施設からの排水の環境保全管理値は表2.6-7に示すとおりであり、既存の 第一工場と同様に、放流口において、各関係法令値を遵守し、定期的に測定管理を行 う計画である。

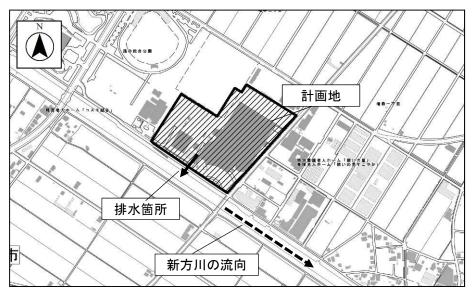


図 2.6-4 施設からの排水箇所

表 2.6-7 水質に係る環境保全管理値

	項目	単位	環境保全管理値
	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
	シアン化合物	mg/L	1
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン	/I	1
	及び EPN に限る。)	mg/L	1
	鉛及びその化合物	mg/L	0. 1
	六価クロム化合物	mg/L	0. 2
	砒素及びその化合物	mg/L	0. 1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	0. 1
	テトラクロロエチレン	mg/L	0. 1
	ジクロロメタン	mg/L	0. 2
有宏	四塩化炭素	mg/L	0.02
有害物	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
質	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0. 4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
	チウラム	mg/L	0.06
	シマジン	mg/L	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0. 2
	ベンゼン	mg/L	0. 1
	セレン及びその化合物	mg/L	0. 1
	ほう素及びその化合物	mg/L	10
	ふっ素及びその化合物	mg/L	8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 注
	1,4-ジオキサン	mg/L	0. 5
	水素イオン濃度(海域以外の公共用水域)	_	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	mg/L	25 (日間平均 20)
	浮遊物質量	mg/L	60 (日間平均 50)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5
生	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	30
	フェノール類含有量	mg/L	5
活環境項	銅含有量	mg/L	3
現項	亜鉛含有量	mg/L	2
目	溶解性鉄含有量	mg/L	10
	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
	クロム含有量	mg/L	2
	大腸菌群数	個/cm³	日間平均 3,000
	窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60)
	りん含有量	mg/L	16 (日間平均 8)
	オキシン類 アンエーア歴空表に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸歴空表及が硝酸歴空表	pg-TEQ/L	10

注:アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

2.6.4 廃棄物等運搬車両の計画

施設供用時の廃棄物等運搬車両台数は表2.6-8に、廃棄物等運搬車両の主な走行ルートは図2.6-5に示すとおりである。

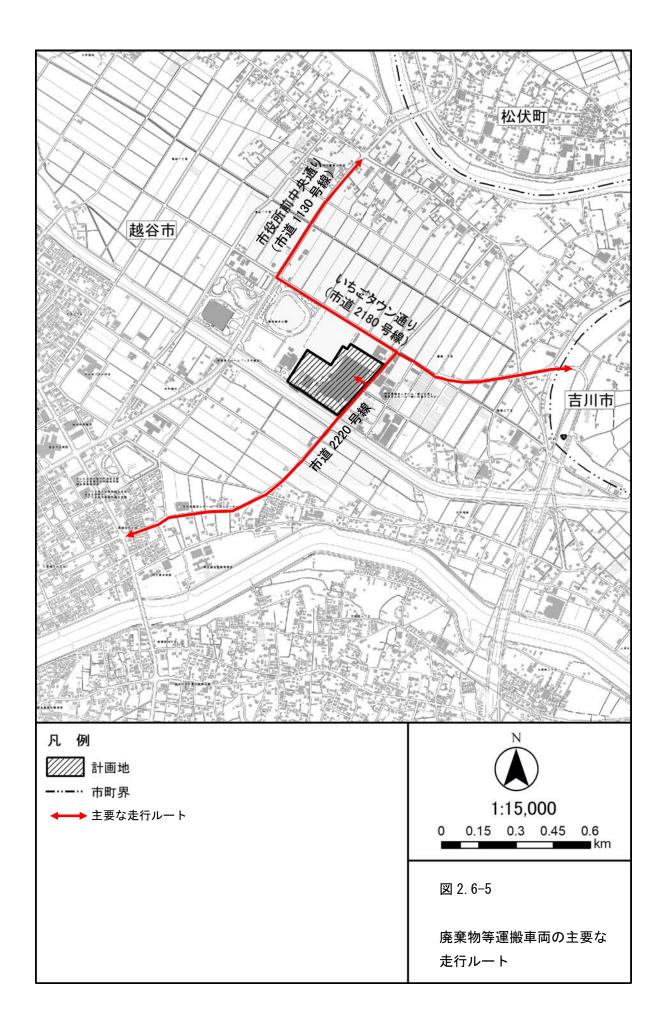
廃棄物等運搬車両の計画は、既存の第一工場と同様とする計画である。なお、廃棄物等運搬車両の台数については、施設供用時の将来ごみ量が減少傾向となるため、廃棄物等運搬車両の台数についても減少となる計画である。

なお、組合では、各構成市町からの自己搬入による持込ごみの受付は行っていない。

表 2.6-8 廃棄物運搬車両台数

搬入車両の種類		車種	平均台数	最大台数	搬出入時間帯
①搬入車両	家庭系ごみ	2~6t パッカー車	170 台/日	332 台/日	8 時 30 分~16 時 30 分
	事業系ごみ	2~6t パッカー車	102 台/日	167 🖶 / H	8 時 30 分~16 時 30 分 ※日曜日、1月 1~3 日の
	その他刈り草	2~4t トラック	17 台/月	62 台/月	※百曜日、1月1~3日の - 搬出入なし
	脱水汚泥	最大 10t トラック	10 台/月	78 台/月	別は山八なし
②搬出車両	焼却灰	10t トラック	94 台/月	124 台/月	0.4 吐明
	ばいじん	10t トラック	41 台/月	5/ 🕁 / 🗗	24 時間 ※日曜日、1月1~3日の
	金属	10t トラック	3 台/月	4 台/月	※日曜日、1月1~3日の - 搬出入なし
③メンテナンス車両(薬剤)		10t トラック	33 台/月	44 台/月	別以山ハム し

注:脱水汚泥は、第二工場の稼働状況による脱水汚泥の発生状況により車種が変化する。



2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

本事業の工事工程は、表2.7-1に示すとおりである。

本事業はプラント設備の更新事業であり、建物は既存の第一工場を継続して使用し、プラント設備については、既存の焼却施設を稼働させながら、順次、更新工事を実施していく計画である。工事は令和9~19年度にかけて約11年間実施し、令和20年度から設備更新後の施設の供用を開始する計画である。

なお、本事業は設備更新事業であるため、基本的には新たに土地を改変する等の大規模な造成工事は行わない計画であるが、工事に伴い既存の第一工場周辺に建設機械等の配置が必要となるため、重機作業区域(図2.3-2参照)を設け、当該区域は必要に応じて地盤改良や、樹木を伐採し整地に整備する等の工事を実施する計画である。また、計画地内西側に、資材置き場等を配置し、必要に応じて建設機械を使用した大規模設備等の組立作業などを実施する計画である。

令和 年度 年度 項目 10 | 11 20 9 12 13 16 19 14 15 17 18 設備更新工事 設備更新後の供用開始 既存の第一工場の稼働

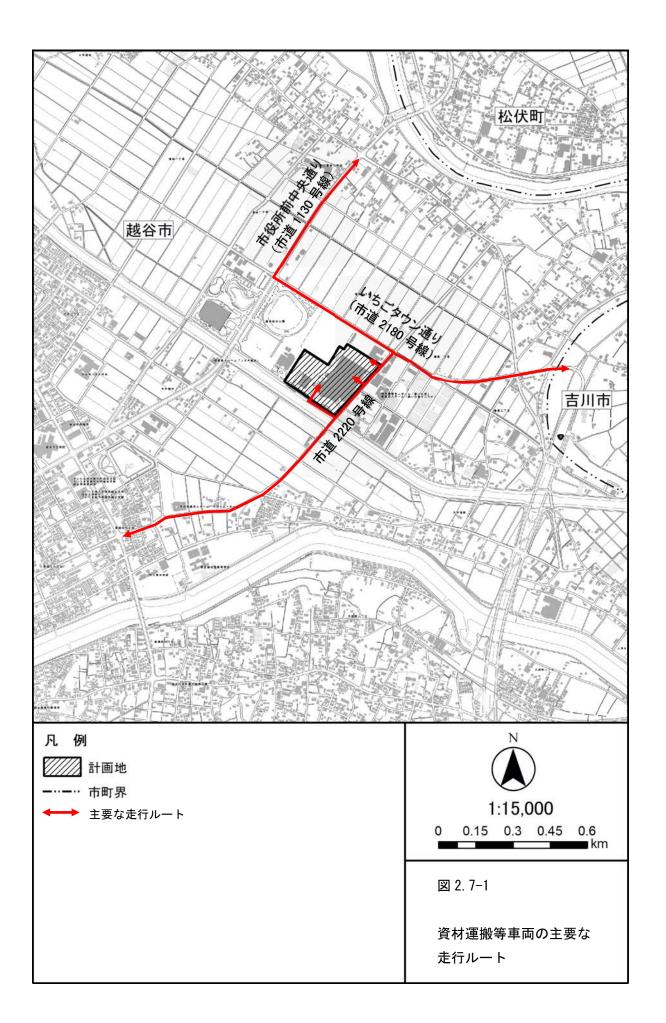
表 2.7-1 工事工程

注:実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。

2.7.2 資材運搬等車両の主な走行ルート

資材運搬等車両の主な走行ルートは、図2.7-1に示すとおりである。

資材運搬等車両の主な走行ルートは、計画地周辺の越谷市道(1130号線、2180号線、2220 号線)の利用を基本とする。



2.7.3 工事中における環境保全計画

工事計画及び工事の実施においては、環境の保全に配慮し、以下に示す環境保全計画を検 討している。

(1) 大気質

1) 建設機械の稼働に伴う大気質の影響

- ・建設機械については、排出ガス対策型の使用に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。
- ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。

2) 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響

- ・資材運搬等の車両については、排出ガス規制適合車を使用する。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理 に努める。

(2) 騒音•振動

1) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響

- ・建設機械については、低騒音型・低振動型の使用に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。
- ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。

2) 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音・振動の影響

- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。

(3) 温室効果ガス等

1) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

- ・建設機械については、低炭素型の使用に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。

2) 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

- ・資材運搬等の車両については、低炭素型の使用に努める。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。

第3章 調査項目

3.1 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を 及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資 材運搬等の車両の走行が挙げられる。

また、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、施設の存在、 施設の稼働、自動車等の走行が挙げられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表3.1-1に示すとおりである。

 環境影響を及ぼす時期
 環境影響要因の区分
 環境影響要因

 工事中
 工事
 建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行

 供用時
 存在・供用
 施設の存在 施設の稼働 自動車等の走行

表3.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

3.2 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「廃棄物処理施設(ごみ処理施設)」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

選定した項目は表3.2-1に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、 水質、土壌、動物、廃棄物等、温室効果ガス等の9項目を選定した。

表 3.2-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

			影響要因の区分		事		王・供用	
			環境影響要因	建	の資	施	施	自
	_			設	走材	設	設	動
				機	行運	の	の	車
				械	搬	存	稼	等
				の	等	在	働	の
				稼	の			走
	働	車			行			
環境影響評価の項	目				両			
		二酸化窒素	二酸化窒素又は窒素酸化物		0		0	×
		二酸化硫黄	又は硫黄酸化物				Ō	
		浮遊粒子状物質 微小粒子状物質					0	×
	大気質						0	×
	八八員	炭化水素						×
		粉じん		X	×			×
		水銀等(水銀	限及びその化合物)				0	
	取立 広田		気質に係る有害物質等				0	
	騒音・低周 波音	騒音 低国冲文		0	0		0	×
	振動	低周波音 振動					0	×
		悪臭指数又に	1 自気の濃度	0	0		0	^
	悪臭	特定無臭物質	<u> </u>				0	
		13 亿心大7/0]	。 生物化学的酸素要求量又は化学的酸		 			-
		1	素要求量				0	
			浮遊物質量				0	
環境の良好な状		// #- EI -1. J-A	室素及び燐				Ŏ	
熊の保持を旨と		公共用水域 の水質	水温					
して調査、予測及		ッ 小貝	水素イオン濃度				0	
び評価されるべ			溶存酸素量				0	
き項目	水質		その他の生活環境項目				0	
			健康項目等				0	
		強熱減量 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量 底質に係る有害物質等 地下水の水 地下水の水 地下水の水	強熱減量					
							0	
		質	地下水の水質に係る有害項目					
			量、流速及び水位					
	-l. A	地下水の水化						
	水象	温泉及び鉱泉						
			ダム等の施設					
	土壌	土壌に係る	有害物質				0	
	地盤	地盤沈下						
	Irla Æ	土地の安定性						
	地象		質(重要な地形及び地質を含む)			×		
生物の多様性の	動物	表土の状況 保全すべき和				~	0	
生物の多様性の確保及が自然得	期初	保全すべき) 	×	0	
確保及び自然環境の体系的保全	植物		里 全すべき群落			×		
を旨として調査、	15-17/	緑の量	L / C 4T 1F		 	×		
を旨として調査、 予測及び評価さ	生態系		づける生態系		· ~			
れるべき項目	工忠术			,	×	×		
	景観		自然的景観資源及び歴史的景観資源)			×		
人と自然との豊		眺望景観				×		
人と自然との豊 かなふれあいの	自然とのふ れあいの場	自然とのふね	1あいの場		×	×	×	
確保及び快適な	史跡・文化	指定文化財				X		
生活環境の保全	財	埋蔵文化財	1		1	×		
を旨として調査、	日照阻害	日影の状況			 	×		
予測及び評価されるべき項目	電波障害	電波受信状況	Д			×		
40の170月日	風害	局所的な風の	り発生状況					
	光害		L作物による反射光					
理控への名世の		廃棄物					0	
環境への負荷の 量の程度により	廃棄物等	残土						
里の住及により 予測及び評価さ		雨水及び処理						
れるべき項目	温室効果ガ	温室効果ガ		0	0		0	0
	ス等	オゾン層破り	農物質				X	
一般環境中の放射性物質につい								
射性物質につい て調査、予測及び	安全	放射線の量		×	×			
で調査、「例及い評価されるべき	火土							
項目		1						
注・表中の記号に	2 12 2 2 2 2				•			

注:表中の記号は以下のとおりとする。

○:標準的に選定する項目又は事業特性、地域特性により選定する項目のうち、今回選定する項目。

×:標準的に選定する項目又は事業特性、地域特性により選定する項目のうち、今回選定しない項目。

◎:標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定する項目。

3.3 環境影響評価項目の選定理由

本事業における環境影響評価項目として選定した理由を表3.3-1に、選定しなかった理由を表3.3-2に示すとおりである。

表3.3-1(1) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		選定した理由
大気質	二酸化窒素 又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、二酸化窒素が発生 することから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車 両の走行	資材運搬等の車両の走行により、二酸化窒素が発生することから、評価項目として選 定する。
		存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから二酸化 窒素が発生することから、評価項目として 選定する。
	二酸化硫黄 又は硫黄酸化物	存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから二酸化 硫黄が発生することから、評価項目として 選定する。
	浮遊粒子状物質	存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから浮遊粒 子状物質が発生することから、評価項目と して選定する。
	微小粒子状物質注	存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから微小粒子状物質が発生することから、評価項目として選定する。
	水銀等(水銀及びその化合物)	存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから水銀が 発生することから、評価項目として選定す る。
	その他の大気質に係る有害物質等	存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスからその他 有害物質(塩化水素、ダイオキシン類)が 発生することから、評価項目として選定す る。
	騒音	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、騒音が発生することから、評価項目として選定する。
騒音・ 低周波音			資材運搬等の車 両の走行	資材運搬等の車両の走行により、騒音が発生することから、評価項目として選定する。
		存在・ 供用	施設の稼働	施設の稼働により、騒音が発生することか ら、評価項目として選定する。
	低周波音	存在・ 供用	施設の稼働	施設の稼働により、低周波音が発生することから、評価項目として選定する。
振動	振動	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、振動が発生することから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車 両の走行	資材運搬等の車両の走行により、振動が発生することから、評価項目として選定する。
		存在・ 供用	施設の稼働	施設の稼働により、振動が発生することか ら、評価項目として選定する。

注:微小粒子状物質については、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象物質から除外する。ただし、現況を把握するため現地調査を行うこととする。

表3.3-1(2) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目			環境影響要因		選定した理由
悪臭	悪臭指数又は臭気の濃 度		存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスや施設からの湿油により悪臭が発生することから、契
	特定悪臭物質		存在・ 供用	施設の稼働	の漏洩により悪臭が発生することから、評 価項目として選定する。
水質	公用域水	生物化学的酸 素要求量又は 化学的酸素要 求量	存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により発生した排水は、公共用水域へ放流するため、評価項目として選定する。
		浮遊物質量	存在・ 供用	施設の稼働	
		窒素及び燐	存在• 供用	施設の稼働	
		水素イオン濃 度	存在· 供用	施設の稼働	
		溶存酸素量	存在・ 供用	施設の稼働	
		その他の生活 環境項目	存在· 供用	施設の稼働	
		健康項目等	存在・ 供用	施設の稼働	
	底質	底質に係る有 害物質等	存在・ 供用	施設の稼働	施設の稼働により発生した排水は、公共用水域へ放流するため、評価項目として選定する。
土壌	土壌に係る有害物質		存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスからダイオ キシン類が排出されることから、評価項目 として選定する。
動物	保全すべき種		工事	建設機械の 稼働、資材 運搬等の車 両の走行	本事業はプラント設備の更新であるため、 事業による自然環境の大規模な改変はなく、建設機械の稼働や資材等運搬車両の走 行による計画地周辺の保全すべき種へ与える影響はほとんどないと想定される。しか しながら、計画地への猛禽類の飛来記録が あるため評価項目として選定する。
			存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により発生した排水は、公共用水域へ放流するため、魚類・底生動物に影響が考えられることから、評価項目として選定する。
廃棄物等	廃棄物		存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、廃棄物が発生すること から、評価項目として選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス		工事	建設機械の 稼働	建設機械の稼働により、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。
				資材運搬等 の車両の走 行	資材運搬等の車両の走行により、温室効果 ガスが発生することから、評価項目として 選定する。
			存在· 供用	施設の稼働	施設の稼働により、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。
				自動車等の 走行	自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の 走行により、温室効果ガスが発生すること から、評価項目として選定する。

表3.3-2(1) 選定しなかった環境影響評価項目及びその理由

	項目	環境	影響要因	選定しなかった理由
	二酸化窒素又は	存在・	自動車等の	
大気質	窒素酸化物	供用	走行	自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の台
	浮遊粒子状物質	存在•	自動車等の	数については、既存の焼却施設へ搬出入して
	子近位 1	供用	走行	いる台数と同様であり、自動車等の走行によ
	微小粒子状物質	存在・ 供用	自動車等の	る大気質への影響は現況と同程度であると考
			走行	えられる。以上のことから、評価項目として
	出いよま	存在・	自動車等の	選定しない。
	炭化水素	供用	走行	
		工事	-1 1111	本事業はプラント設備の更新であり、既存の
			建設機械の	焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施
			稼働	していく計画である。そのため、大規模な造
			View I I and I for take	成工事等は実施しないことから、工事の実施
			資材運搬等	による著しい粉じんの発生はないと考える。
			の車両の走	以上のことから、評価項目として選定しな
	粉じん		行	V \₀
				自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の台
			自動車等の走行	数については、既存の焼却施設へ搬出入して
		存在・		いる台数と同様であり、自動車等の走行によ
		供用		る粉じんの影響は現況と同程度であると考え
		D () 13		られる。以上のことから、評価項目として選
				定しない。
F77 -44				自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の台
				数については、既存の焼却施設へ搬出入して
騒音・	₩▽ ▽	存在・	自動車等の	いる台数と同様であり、自動車等の走行によ
低周波	騒音	供用	走行	る騒音の影響は現況と同程度であると考えら
音		D () 13	,	れる。以上のことから、評価項目として選定
				しない。
	振動	存在・ 供用	自動車等の走行	自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の台
				数については、既存の焼却施設へ搬出入して
1000 ± 51				いる台数と同様であり、自動車等の走行によ
振動				る振動の影響は現況と同程度であると考えら
				れる。以上のことから、評価項目として選定
				しない。
				本事業はプラント設備の更新であり、既存の
	地形及び地質	存在・ 供用	施設の存在	焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施
山山在				していく計画である。そのため、新たに大規
地象				模な土地の改変等は行わないことから、地形
				及び地質への影響は発生しない。以上のこと
				から、評価項目として選定しない。
	保全すべき種	存在・ 供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の
				焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施
				していく計画である。そのため、新たに大規
動物				模な土地の改変等は行わないことから、施設
				の存在により計画地周辺の保全すべき種への
				影響は発生しない。以上のことから、評価項
				目として選定しない。
	伊合士べき任	存在・	歩きの大力	本事業はプラント設備の更新であり、既存の
	保全すべき種	供用	施設の存在	焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施
	植生及び保全す	存在・	歩訊のまた	していく計画である。そのため、新たに大規
植物	べき群落	供用	施設の存在	模な土地の改変等は行わないことから、施設
,	緑の量	存在· 供用	施設の存在	の存在により計画地周辺の保全すべき種等へ
				の影響は発生しない。以上のことから、評価
				項目として選定しない。
	l	L	l .	7 F C C C C C C C C C C C C C C C C C C

表3.3-2(2) 選定しなかった環境影響評価項目及びその理由

	項目	環境	竟影響要因	選定しなかった理由
生態系		工事	建設機械の稼 働、資材運搬 等の車両の走 行	本事業はプラント設備の更新であるため、事業による自然環境の直接的な改変はなく、建設機械の稼働や資材等運搬車両の走行による計画地周辺の保全すべき種へ与える影響はほとんどないと想定される。以上のことから、評価項目として選定しない。
	地域を特徴づける生態系	存在・ 供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の 焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施 していく計画である。そのため、新たに大規 模な土地の改変等は行わないことから、施設 の存在により計画地周辺の生態系への影響は 発生しない。以上のことから、評価項目とし て選定しない。
景観	景観資源(自然 的景観資源及び 歴史的景観資源。	存在・ 供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の 焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施 していく計画である。そのため、新たに大規 模な土地の改変等は行わないことから、計画 地周辺の景観資源への影響は発生しない。以 上のことから、評価項目として選定しない。
24.92	眺望景観	存在・ 供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の 焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施 していく計画である。そのため、新たな建築 物等はなく、眺望景観の変化は生じない。以 上のことから、評価項目として選定しない。
		工事	建設機械の稼 働、資材運搬 等の車両の走 行	本事業はプラント設備の更新であるため、事業による自然環境の直接的な改変はなく資材等運搬車両の走行も既存の道路等からであるため、計画地周辺の自然とのふれあいの場へ与える影響はほとんどないと想定される。以上のことから、評価項目として選定しない。
自然と のふれ あいの 場	自然とのふれあいの場		施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の 焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施 していく計画である。そのため、新たに大規 模な土地の改変等は行わないことから、計画 地周辺の自然とのふれあいの場へ与える影響 は発生しない。以上のことから、評価項目と して選定しない。
			施設の稼働	本事業はプラント設備の更新であり、既存の 焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施 していく計画である。そのため、既存の焼却 施設と施設の稼働状況は同様であり、新たに 計画地周辺の自然とのふれあいの場へ与える 影響は発生しない。以上のことから、評価項 目として選定しない。
史跡・	指定文化財等	存在• 供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の 焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施 していく計画である。そのため、新たに大規
文化財	埋蔵文化財	存在· 供用	施設の存在	模な土地の改変等は行わないことから、計画 地周辺の文化財等への影響は発生しない。以 上のことから、評価項目として選定しない。

表3.3-2(3) 選定しなかった環境影響評価項目及びその理由

	項目	環境影響要因		選定しなかった理由
日照阻害	日影の状況	存在・ 供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存 の焼却施設を稼働させながら設備の更新を 実施していく計画である。そのため、新たな 建築物等はなく、日影の状況に変化は生じ ない。以上のことから、評価項目として選定 しない。
電波障害	電波受信状況	存在・ 供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たな建築物等はなく、電波受信状況に変化は生じない。以上のことから、評価項目として選定しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・ 供用	施設の稼働	本事業ではフロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はないため、フロン等によるオゾン層破壊は発生しない。 以上のことから、評価項目として選定しない。
安全	放射線の量	工事	建設機械の稼働	本事業はプラント設備の更新であり、既存 の焼却施設を稼働させながら設備の更新を 実施していく計画である。そのため、工事の
女王	//X 対 //水 v / 里	上尹	資材運搬等の車 両の走行	実施により放射線物質の拡散・流出は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。

第4章 調査、予測及び評価の方法

環境影響評価項目として選定した各項目の現況調査、予測及び評価の方法は、以下に示すとおりである。

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を実施する項目は、大気質、 騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物の7項目である。

各項目の現地調査の概要は表4-1に示すとおりである。なお、廃棄物等及び温室効果ガス等の2項目については、現地調査を実施しない。

表 4-1(1) 各項目の現地調査の概要

環境影響	『 評価項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
	大気質	二酸化窒素、二酸化硫 黄、浮遊粒子状物質、微 小粒子状物質、水銀、塩 化水素、ダイオキシン類		計画地内 1 地点及び計画 地周辺 4 地点 ※計画地内は二酸化窒素 のみ測定
大気質	沿道環境 大気質	二酸化窒素		主要道路沿道 2 地点
	気象	地上気象(風向、風速、 気温、湿度、日射量、放 射収支量)	1年間連続測定	計画地内 1 地点
		上層気象(風向、風速、 気温)	4 季 (春、夏、秋、冬) ×7 日間連続測定	計画地内 1 地点
	騒音 低周波音	環境騒音レベル (L _{A5} 、L _{A50} 、L _{A95} 、L _{Aeq})		計画地3地点(北方向、東方向、西方向)
		道路交通騒音レベル (L _{A5} 、L _{A50} 、L _{A95} 、L _{Aeq})		主要道路沿道2地点
騒音・低 周波音		低周波音音圧レベル (G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧 レベル)	平日1回(24時間測定)	計画地 2 地点 (北方向、東方向)
	道路交通	自動車交通量 (大型車、小型車、自動 二輪車)		主要道路沿道 2 地点
振動	振動	環境振動レベル (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀) 道路交通振動レベル (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀)	平日1回(24時間測定)	計画地3地点(北方向、東 方向、西方向) (環境騒音と同地点) 主要道路沿道2地点(道 路交通騒音と同地点)
		地盤卓越振動数	1 回	主要道路沿道 2 地点(道 路交通振動と同地点)

表 4-1(2) 各項目の現地調査の概要

環境影響	評価項目	調査項目	調査期間·頻度	調査地域・地点
悪臭	悪臭	特定悪臭物質 22 項目、 臭気指数(濃度)	1回(夏)	計画地周辺4地点
水質	公共用水 域の水質 水象の状 況	生物科学的酸素要求 量、深遊物質量、空濃度、 び燐、水素イオン濃度、 溶存酸素量、その他 生活環境項目(大大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4季(春、夏、秋、冬) ※健康項目、ダイオキシン 類は2季(夏、冬) 2季(夏、冬) 4季(春、夏、秋、冬) 1回	新方川1地点 (放流口下流)
土壌	土壌	環境基準項目、ダイオキ シン類	1回	計画地周辺4地点(一般環境大気質と同地 点)
動物	動物	猛禽類	年5回(2~6月)	計画地及びその周辺 1.5 kmの範囲とする。 (定点観察は3地点と する。)
		魚類·底生動物	3季(春、夏、秋)	放流口から上下流 200m程度とする。

4.1 大気質

4.1.1 調査の方法

大気質に係る調査項目は、①大気質 (一般環境大気質、沿道環境大気質)の状況、② 気象の状況 (地上気象、上層気象)、③大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況、④その他の予測・評価に必要な事項 (既存の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況)とする。

大気質に係る調査の方法は表4.1-1に、現地調査地点の選定理由は表4.1-2に示すとおりである。また、現地調査地点は図4.1-1に示すとおりである。

表 4.1-1(1) 調査の方法 (大気質)

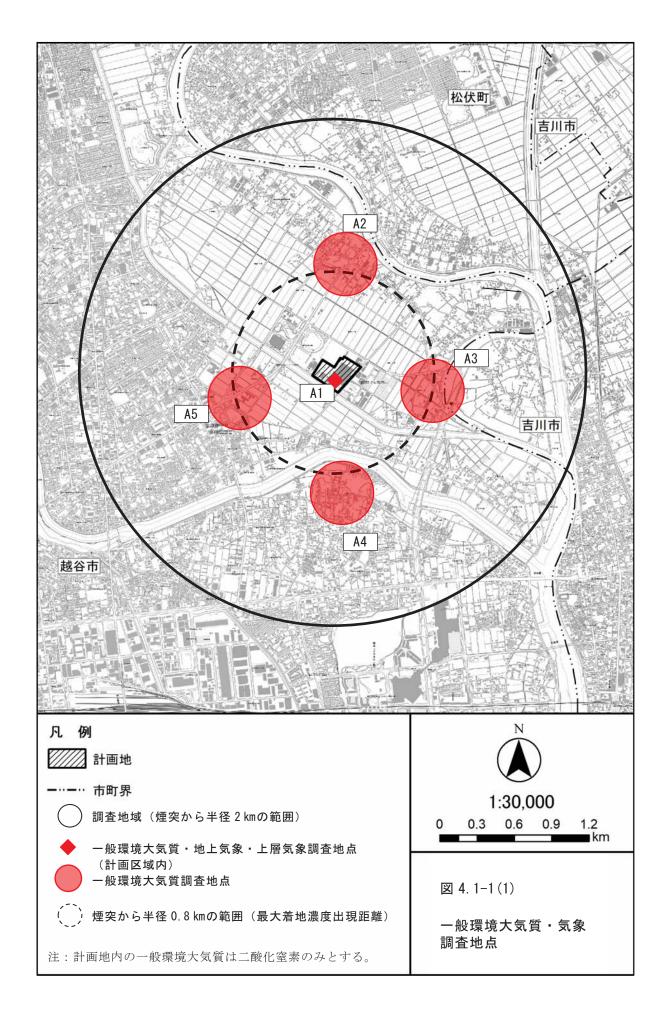
3 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
調査項目		調	查方法	調査地域· 調査地点	・頻度	
①大気質の状況	既存 資料 調査	いう。)及び		計画地近傍の一般 局(東越谷局、千間 台西局)及び自排 局(草加原町局)と する。	最新資料 を含むと まる。	
①大気質の状況 の状況 の状況 の状況 の状況 の状況 の状況 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	現調地査	二酸化窒素二酸化硫子一次質微物(PM2.5)水銀塩化水素塩化水素	「基年定」「基年定」「大進環のでは、一大では、一大では、一大では、一大では、一大では、一大では、一大では、一大	調の質お定し場㎞ま計及地な二す地施のれれ既突範、地計と、化。はよ響あるのらと査の地る画素はよ響あののらと査の地る画素をがる地第半す地1周。地のおと域一径。はは、地のはる画素をしまでは、は、4 はと	4 季 (春、 夏、秋、 8)×7 間連 る。	
①大気質の状況 (沿道環境大気質) ・二酸化窒素	現地調査	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境 基準について」(昭和53 年環境庁告示第38号)に 定める測定方法とする。	工事中の資材運搬 等車両の主要な走 行ルートの 2 地点 とする。	4季(春、 夏、秋、 冬)×7日 間連続とす る。	

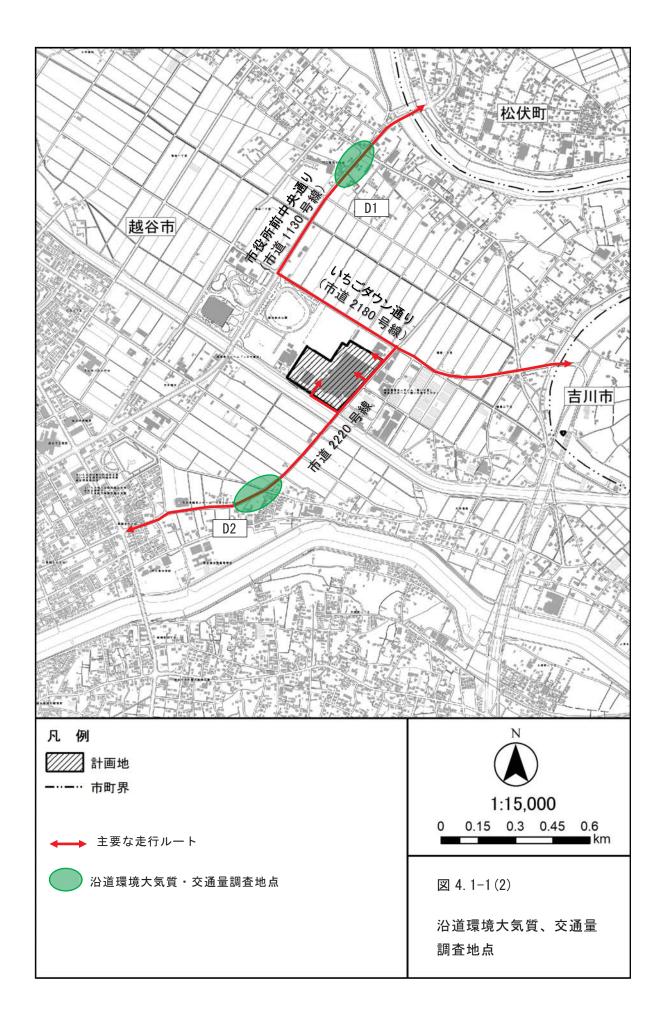
表 4.1-1(2) 調査の方法(大気質)

調査項目		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
②気象の状況 (地上気象) ・風向、風速、気温、 湿度、日射量、放	既存 資料 調査	地域気象観測所の観測資料の整理及び解析を行う。	計画地近傍の越谷地域 気象観測所とする。	最新の1年とする。気象の異常 年検定で過去10年 間のデータを用 いることとする。
射収支量	現地調査	「地上気象観測指針」(平成 14年、気象庁)に定める測定 方法とする。	計画地内1地点とする。	1年間とする。
②気象の状況 (上層気象) ・風向、風速、気温	現地調査	「高層気象観測指針」(平成 16年、気象庁)に定める方法 とする。	計画地内の 1 地点とする。	4季(春、夏、 秋、冬)×7日間 連続とする。 なお、1日あたり 8回放球とする。
③大気の移流、拡 散等に影響を及 ぼす地形・地物 の状況	既存 資料 調査	「地形図」(国土地理院)等 の整理及び解析を行う。	計画地及びその周辺地 域並びに資材運搬等の 車両の走行ルート及び その周辺地域とする。	最新の資料とする。
④その他の予測・	既存 資料 調査	「土地利用現況図」(埼玉県)、 「道路交通センサス」(国土 交通省)等の整理及び解析を 行う。	計画地及びその周辺地域並びに資材運搬等の 車両の走行ルート及び その周辺地域とする。	最新の資料とする。
評価に必要な事項 ・既存の発生源の 状況	現地調査	移動発生源(交通量) カウンターで2車種(小型・ 大型)の自動車台数及び二輪 車台数を計測する。また、対 象道路の車線数、車線幅、歩 道の有無、規制速度等の道路 の構造も調査する。	工事中の資材運搬等車 両の主要な走行ルート の2地点とする。	1回(24時間測 定)とする。 (道路交通騒音と 同時)
④その他の予測・ 評価に必要な事項・学校、病院その保全のの の環境の配慮を でで、 でではでのでで でいいで でで でで でが、 でので でので でので で で で で で で で で で で で で で	既存 資料 調査	「土地利用現況図」(埼玉県)、 「住宅地図」等の整理及び解 析を行う。	計画地及びその周辺地域並びに資材運搬等の車両の走行ルート及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。

表 4.1-2 大気質等の現地調査地点等の選定理由

细木石口	⇒EF →	**************************************	電空畑も依
調査項目	調金	E対象地域・調査地点	選定理由等
	調査地域(既存の第一工場煙突から半径 2 kmの範囲)		対象施設の煙突からの排ガス条件、越谷気象台及び環境科学国際 C 測定局の令和5年の気象条件を使用し、プルーム・パフ式により事前拡散計算を行った結果、風下距離 0.8km 付近で最大着地濃度が出現すると考えられることから、調査地域は、最大着地濃度出現距離から2倍の距離(1.6km)を十分に含む2kmの範囲として設定した。
一般環境大気質	A1	計画地内	計画地内の代表的な一般環境を把握する 地点として設定した。
	A2	計画地北側住居等付近	調査地点は、対象施設の煙突からの排ガス条件、越谷気象台及び環境科学国際 C 測
	А3	計画地東側住居等付近	定局の令和 5 年の気象条件を使用し、プレーム・パフ式により事前拡散計算を行った結果、風下距離 0.8km 付近で最大着
	A4	計画地南側住居等付近	地濃度が出現すると考えられることから、既存の第一工場の煙突から東西南北
	A5	計画地西側住居等付近	0.8 km付近の住居等の配慮施設の位置を 考慮して設定した。
沿道環境大気質・	D1	北側搬入ルート	計画地周辺の主要な道路であり、資材運搬等の車両の主要な走行ルート上と住居等の配慮施設の位置を考慮して設定した。
交通量	D2	南側搬入ルート	た。 なお、計画地から東側への走行ルートに ついては保全対象がほとんど存在しない ことから調査地点は設定しない。
地上気象・ 上層気象	A1	計画地内	計画地内の代表的な気象の環境を把握する地点として設定した。





4.1.2 予測・評価の方法

大気質に係る予測、評価の方法は表4.1-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.1-4 に示すとおりである。

表 4.1-3(1) 予測・評価の方法(工事:大気質)

) 予測事項	建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化	資材運搬等の車両の走行に伴う大気質
, , , , , ,	窒素)への影響	(二酸化窒素)への影響
予測方法	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省他)に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度(年平均値)の平面的な分布を予測する。 ・有風時:プルーム式・無風時:パフ式	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省他)に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度(年平均値)を予測する。・有風時:プルーム式・無風時:パフ式
予測地域· 地点	予測地域は計画地周辺とし、予測地点 は最大着地濃度地点及び住居等の位置 を考慮して選定する。	予測地域は資材運搬等の車両の走行ルートから片側 200m の範囲とし、予測地点は現地調査地点と同様とする。
予測対象	建設機械の稼働による二酸化窒素の排	資材運搬等の車両の走行台数が最大と
時期	出量が最大となる時期とする。	なる時期とする。
評価方法	は低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点> 以下の基準等と予測結果との間に整合 る。	可能な範囲内でできる限り回避され、又が図られているかどうかを明らかにすいて」(昭和 53 年 7 月、環境庁告示第 38

表 4.1-3(2) 予測・評価の方法(存在・供用:大気質)

予測事項	施設の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、水銀、塩 化水素、ダイオキシン類)への影響
予測方法	煙突排ガス諸元を基に大気拡散式 (プルーム・パフ式)等に基づく理論計算を用いて長期平均濃度 (年平均値)、短期平均濃度 (1時間値)を予測する。なお、短期平均濃度 (1時間値)については、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、逆転層崩壊時(フュミゲーション)、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の予測ケースを想定し、予測する。
予測地域・ 地点	予測地域は調査地域と同様とし、予測地点は最大着地濃度地点及び現地調査地点とする。
予測対象 時期	供用後の事業活動が通常の状態に達した時期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 大気質への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又 は低減されているかどうかを評価する。 〈基準、目標等との整合の観点> 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)に基づく環境基準 ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)に基づく環境基準 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)(平成15年7月、中環審第143号)」におけるガス状水銀の指針値 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月、環大規第136号)における塩化水素の指針値 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に基づく環境基準

表 4.1-4 環境の保全に関する配慮方針 (大気質)

区分	環境の保全に関する配慮方針
建設機械の稼働に伴う大気質への影響	・建設機械については、排出ガス対策型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。
資材運搬等の車両の 走行に伴う大気質へ の影響	・資材運搬等の車両については、排出ガス規制適合車を使用する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ 効率的な運行管理に努める。
施設の稼働に伴う大 気質への影響	・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制 基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施 する。 ・排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。

4.2 騒音・低周波音

4.2.1 調査の方法

騒音に係る調査項目は、①騒音(環境騒音、道路交通騒音)の状況、②低周波音の状況、③道路交通の状況、④音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況、⑤その他の予測・評価に必要な事項(既存の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況)とする。

騒音・低周波音に係る調査の方法は表4.2-1に、現地調査地点の選定理由は表4.2-2に示すとおりである。また、現地調査地点は図4.2-1に示すとおりである。

表 4.2-1(1) 調査の方法(騒音・低周波音)

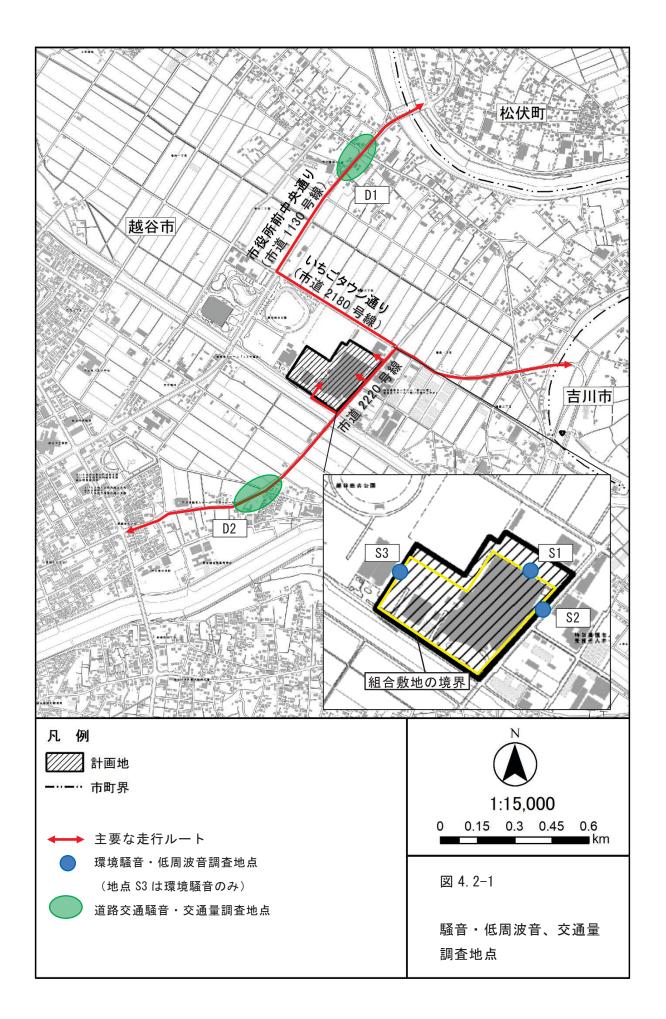
調査項目			調査方法	調査地域·調査地点	調査期間·頻度
①騒音の状況 ・道路交通騒音	既存 資料 調査	動実態調	正交通騒音・道路交通振 開査」(埼玉県)等の既 データの整理及び解析を	工事中の資材運搬等 の車両の主要な走行 ルート及びその周辺 地域とする。	最新の資料とする。
①騒音の状況 ・環境騒音	現地調査	て」 (平	- 係る環境基準につい ⁻ 成 10 年環境庁告示第 64	計画地における環境 騒音を代表する3地 点(北方向、東方 向、西方向)とす る。	平日1回(24時 間測定)とす
①騒音の状況 ・道路交通騒音	現地調査	号)に定	どめる測定方法とする。	工事中の資材運搬等 車両の主要な走行ル ートの2地点とす る。	ప .
②低周波音の状況	現地調査	マニュア	音の測定方法に関する ブル」(平成 12 年 10 近庁)に定める測定方法	計画地における環境 騒音を代表する2地 点(北方向、東方 向)とする。	平日1回(24時 間測定)とす る。(環境騒音 と同日)
③道路交通の状況 ・交通量	既存 資料 調査	. —	○通センサス」(国土交○の整理及び解析を行	工事中の資材運搬等 車両の主要な走行ル ートの2地点とす る。	最新の資料とする。
③道路交通の状況 ・道路の構造、交 通量	現地調査	道路の 構造 交通量	対象道路の車線数、車 線幅、歩道の有無、規 制速度等を調査する。 カウンターで2車種 (小型・大型)の自動	工事中の資材運搬等 車両の主要な走行ル ートの2地点とす る。	平日1回とす る。 1回(24時間測 定)とする。
④音の伝ばに影響	 既存 資料	「地形図	車台数及び二輪車台数 を計測する。	計画地及びその周辺 地域並びに資材運搬	(道路交通騒音 と同時) 最新の資料とす
を及ぼす地形・地物の状況	調査 現地 調査		ド解析を行う。 Eによる方法とする。	等の車両の主要な走行ルート及びその周辺地域とする。	る。 1回とする。

表 4.2-1(2) 調査の方法(騒音・低周波音)

調査項目		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
⑤その他の予測・ 評価に必要な事項・既存の発生源の 状況	既存 資料 調査	「土地利用現況図」(埼玉県)、 「道路交通センサス」(国土交通 省)等の整理及び解析を行う。	計画地及びその周辺地域とする。	
⑤その他の予測・ 評価に必要な項 ・学校、病院そそ 他の環境の配を について必要なの にが特に必要なの ではという では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	既存 資料 調査	「土地利用現況図」(埼玉県)、 「住宅地図」等の整理及び解析を 行う。	計画地及びその周辺地域並びに資材運搬等の車両の主要な走行ルート及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。

表 4.2-2 騒音・低周波音等の現地調査地点の選定理由

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
調査項目		地点名	選定理由等		
環境騒音· 低周波音	S1	組合敷地北側敷地境界付近	計画地内の環境騒音及び低周波音を代表する地点として、北側・東側は、建設機械の稼働が考えられる付近に加えて、対象施設が供用した際の組合の敷地境界において最大影響と想定される付近であり、東側に近接すると配慮施設(特別養護老人ホー		
	S2	組合敷地東側敷地境界付近	ム憩いの里)の位置を考慮して設定した。 また、西側は、計画地内西側を工事中の資 材置き場等と利用し、その際に大規模設備 等の組立を行うため、建設機械の稼働が考 えられることから環境騒音を代表する地		
環境騒音	S3	組合敷地西側敷地境界付近	点として設定した。 なお、南側の調査地点については、対象施設から組合の敷地境界まで約80m離れており、更に最寄りの住居までは、組合の敷地境界から約300m離れているため、影響は軽微であると想定されることから調査地点は設定しない。		
道路交通騒音·交通量	D1	北側搬入ルート	計画地周辺の主要な道路であり、資材運搬 等の車両の主要な走行ルート上と住居等 の配慮施設の位置を考慮して設定した。		
	D2	南側搬入ルート	なお、計画地から東側への走行ルートについては保全対象がほとんど存在しないことから調査地点は設定しない。		



4.2.2 予測・評価の方法

騒音に係る予測、評価の方法は表4.2-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.2-4に示すとおりである。

表 4.2-3(1) 予測・評価の方法(工事:騒音・低周波音)

予測事項	建設機械の稼働に伴う騒音の影響	資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の 影響		
予測方法	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省他)に基づき、音の伝ば理論に基づく予測式を用いて建設機械の稼働時の騒音レベルを予測する。	「ASJ RTN-Model 2023」(日本音響学会) に基づき、音の伝ぱ理論に基づく予測式 を用いて資材運搬等の車両走行時の等 価騒音レベルを予測する。		
予測地域・ 地点	予測地域は計画地周辺約 200m の範囲 とし、予測地点は敷地境界及び住居等 の位置を考慮して選定する。	予測地域・地点は、道路交通騒音の現地 調査の調査地域・地点と同様とする。		
予測対象 時期	建設機械の稼働による騒音が最大となる時期とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大と なる時期とする。		
****	<影響の回避・低減の観点> 騒音による影響が事業者等により実行可 低減されているかどうかを評価する。	可能な範囲内でできる限り回避され、又は できる限り回避され、又は		
評価方法	 <基準、目標等との整合の観点> 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第98号)に基づく特定建設作業に係る規制基準 ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)に基づく環境基準 			

表 4.2-3(2) 予測・評価の方法(存在・供用:騒音・低周波音)

予測事項	施設の稼働に伴う騒音の影響
	現地調査結果により、既存の第一工場の騒音の発生状況を把握し、施設計画か
予測方法	ら想定される騒音の発生源条件と既存の第一工場の発生源条件を比較し、定性
	的に予測する。
予測地域·	予測地域は計画地周辺約 200m の範囲とし、予測地点は組合敷地の敷地境界とす
地点	る。
予測対象	 供用後の事業活動が通常の状態に達した時期とする。
時期	快用後の事業活動が通吊の仏態に達した時期とする。
	<影響の回避・低減の観点>
	騒音による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又
	は低減されているかどうかを評価する。
評価方法	<基準、目標等との整合の観点>
	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにす
	る。
	・「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月、法律第 98 号)及び「埼玉県生活環境保全
	条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準

表 4.2-3(3) 予測・評価の方法(存在・供用:騒音・低周波音)

予測事項	施設の稼働に伴う低周波音の影響
	現地調査結果により、既存の第一工場の低周波音の発生状況を把握し、施設計
予測方法	画から想定される低周波音の発生源条件と既存の第一工場の発生源条件を比較
	し、定性的に予測する。
予測地域•	予測地域は計画地周辺約 200m の範囲とし、予測地点は組合敷地の敷地境界とす
地点	る。
予測対象	世 日 公 の 古 坐 江 卦 ム 宮 豊 の 山 乾 戸 法 上 よ 吐 押 上 よ フ
時期	供用後の事業活動が通常の状態に達した時期とする。
	<影響の回避・低減の観点>
	低周波音による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避さ
	れ、又は低減されているかどうかを評価する。
評価方法	<基準、目標等との整合の観点>
	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにす
	る。
	・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁大気
	保全局)に示された科学的知見
	NV 77/40/ V 6-41 C 4 6 / C 4 1 3 6 4 7/6 / D

表 4.2-4 環境の保全に関する配慮方針(騒音・低周波音)

区分	環境の保全に関する配慮方針	
	・建設機械については、低騒音型の使用に努める。	
建設機械の稼働に伴	・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	
う騒音の影響	・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。	
	・建設機械の整備・点検を適切に実施する。	
次け海伽笠の東京の	・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	
資材運搬等の車両の	・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的か	
走行に伴う騒音の影	つ効率的な運行管理に努める。	
響	・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。	
	・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。	
歩乳の投紙に似る取	・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理	
施設の稼働に伴う騒	を徹底する。	
音の影響 	・「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準	
	を遵守するとともに、モニタリングを実施する。	
施設の稼働に伴う低	・各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の	
周波音の影響発生防止に努めるよう指導する。		

4.3 振動

4.3.1 調査の方法

振動に係る調査項目は、①振動(環境振動、道路交通振動)の状況、②道路交通の状況、③振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況、④その他の予測・評価に必要な事項(既存の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況)とする。

振動に係る調査の方法は表4.3-1に、現地調査地点の選定理由は表4.3-2に示すとおりである。また、現地調査地点は図4.3-1に示すとおりである。

表 4.3-1(1) 調査の方法(振動)

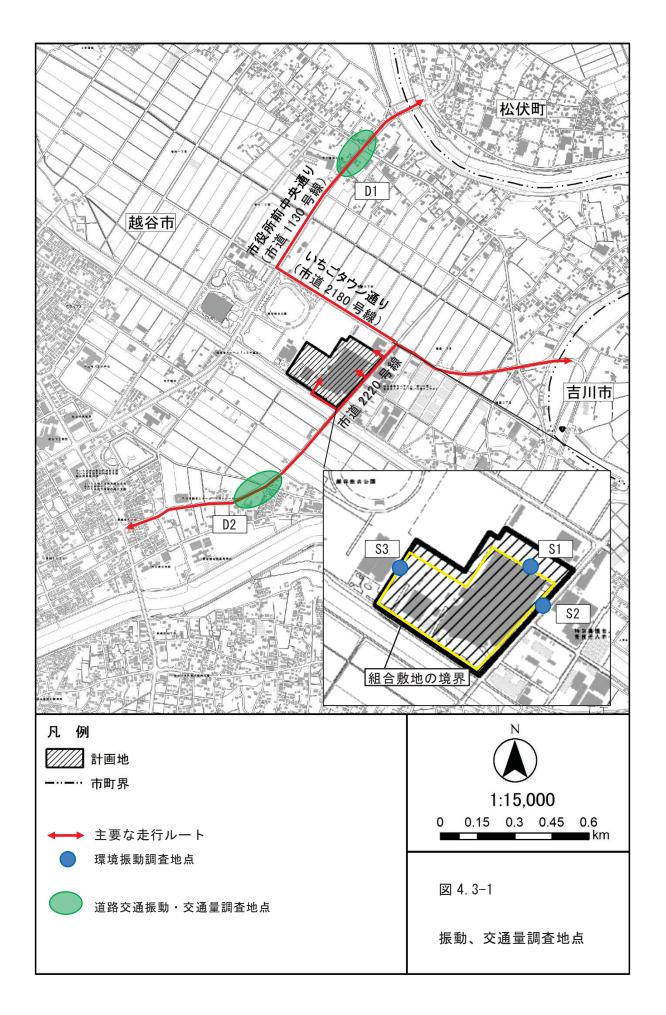
	1		4.0 1(1)	神旦の万仏			
調査項目			調査方法		調査地域・調査地点	調査期間・頻度	
①振動の状況 ・道路交通振動	既存 資料 調査	動実態訓	間査」(埼	・道路交通振 玉県)等の既 理及び解析を	工事中の資材運搬等 の車両の主要な走行 ルート及びその周辺 地域とする。	最新の資料とする。	
①振動の状況 ・環境振動	現地調査	51年11	振動規制法施行規則」(昭和 年11月総理府令第58号)及 「JIS Z 8735振動レベル測定 法」に定める測定方法とす 。	計画地における環境 振動を代表する3地 点(北方向、東方 向、西方向とする。	平日1回(24時 間測定)とす		
①振動の状況 ・道路交通振動	現地調査	_		工事中の資材運搬等 車両の主要な走行ル ートの2地点とす る。	同例化)と9		
②道路交通の状況 ・交通量	既存 資料 調査			ス」(国土交 び解析を行	工事中の資材運搬等 車両の主要な走行ル ートの2地点とす る。	最新の資料とする。	
②道路交通の状況	TH T/(I	構	道路の 構造	線幅、歩制速度等	の車線数、車 道の有無、規 を調査する。	工事中の資材運搬等 車両の主要な走行ル	1回とする。
・道路の構造、 交通量		交通量	(大型車	ーで2車種 ・小型車)自 及び二輪車台 する。	ートの2地点とする。	平日1回(24時間測定)とす る。(道路交通振動と同時)	
	既存 資料 調査	析を行う) 。	の整理及び解	計画地及びその周辺 地域並びに資材運搬 等の車両の主要な走 行ルート及びその周 辺地域とする。	最新の資料とする。	
③振動の伝ぱに影響を及ぼす地質・地盤の状況	現地調査	(年れ走1/よらすみ成月方時オ測動波り成月方時オ測動波り	24年度版) 国に振動では、 国に振動で、 国に振動で、 国で速域の中が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	価」省、度くのル心平名の(単大レビ連ののでは大いででででででででででででででででででででででででででででででででいる。	工事中の資材運搬等 車両の主要な走行ル ートの2地点とす る。	1回とする。	

表 4.3-1(2) 調査の方法(振動)

調査項目		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
④その他の予測・ 評価に必要な事項・既存の発生源の 状況	既存 資料 調査	「土地利用現況図」(埼玉県)、 「道路交通センサス」(国土交通 省)等の整理及び解析を行う。	計画地及びその周辺地域とする。	
④その他の予測・ 評価に必要な ・学校、病院そその 他の環境の配な についい必要なの が特に必要なの が特に必要なの が特にない では で で が り で が り で が り で が り で が り で り で り	既存資料調査	「土地利用現況図」(埼玉県)、 「住宅地図」等の整理及び解析を 行う。	計画地及びその周辺地域並びに資材運搬等の車両の主要な走行ルート及びその周辺地域とする。	最新の資料とする。

表 4.3-2 振動等の現地調査地点の選定理由

双 1.0 2					
調査項目		地点名	選定理由等		
	S1	組合敷地北側敷地境界付近	計画地内の環境振動を代表する地点として、北側・東側は、建設機械の稼働が考えられる付近に加えて、対象施設が供用した際の組合の敷地境界において最大影響と想定される付近であり、東側に近接すると配慮施設(特別養護老人本人を表している。		
環境振動	S2	組合敷地東側敷地境界付近	ム憩いの里)の位置を考慮して設定した。 また、西側は、計画地内西側を工事中の 資材置き場等と利用し、その際に大規模 設備等の組立を行うため、建設機械の稼 働が考えられることから環境騒音を代 表する地点として設定した。		
	S3	組合敷地西側敷地境界付近	なお、南側の調査地点については、対象施設から組合の敷地境界まで約80m離れており、更に最寄りの住居までは、組合の敷地境界から約300m離れているため、影響は軽微であると想定されることから調査地点は設定しない。		
道路交通振動。 交通量・地盤卓 越振動数	D1	北側搬入ルート	計画地周辺の主要な道路であり、資材追搬等の車両の主要な走行ルート上と信 居等の配慮施設の位置を考慮して設定した。		
	盤早 D2 南側搬入ルート		なお、計画地から東側への走行ルートに ついては保全対象がほとんど存在しな いことから調査地点は設定しない。		



4.3.2 予測・評価の方法

振動に係る予測、評価の方法は表4.3-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.3-4に示すとおりである。

表 4.3-3(1) 予測・評価の方法(工事:振動)

	表 1.0 0(1/] 点 时间07月点(工事:版功/					
予測事項	建設機械の稼働に伴う振動の影響	資材運搬等の車両の走行に伴う振動の 影響				
予測方法	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省他)に基づき、振動の伝ぱ理論に基づく予測式を用いて建設機械の稼働時の振動レベルを予測する。	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省他) に基づき、道路交通振動の予測式を用いて資材運搬等の車両走行時の振動レベルを予測する。				
予測地域・ 地点	予測地域は計画地周辺約 200m の範囲 とし、予測地点は敷地境界及び住居等 の位置を考慮して選定する。	予測地域・地点は、道路交通振動の現地 調査の調査地域・地点と同様とする。				
予測対象 時期	建設機械の稼働による振動が最大となる時期とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大と なる時期とする。				
評価方法	低減されているかどうかを評価する。 <基準、目標等との整合の観点> 以下の基準等と予測結果との間に整合か ・「振動規制法」(昭和51年6月、海 規制基準	可能な範囲内でできる限り回避され、又は 「図られているかどうかを明らかにする。 法律第64号)に基づく特定建設作業に係る 法律第64号)に基づく道路交通振動の要請				

表 4.3-3(2) 予測・評価の方法(存在・供用:振動)

予測事項	施設の稼働に伴う振動の影響
	現地調査結果により、既存の第一工場の振動の発生状況を把握し、施設計画か
予測方法	ら想定される振動の発生源条件と既存の第一工場の発生源条件を比較し、定性
	的に予測する。
予測地域·	予測地域は計画地周辺約 200m の範囲とし、予測地点は組合敷地の敷地境界とす
地点	る。
予測対象	集日後の世界は我なる場合と称と注しませました。
時期	供用後の事業活動が通常の状態に達した時期とする。
	<影響の回避・低減の観点>
	振動による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又
	は低減されているかどうかを評価する。
歌 / 一十分	<基準、目標等との整合の観点>
評価方法	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにす
	る。
	・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月、法律第 64 号)及び「埼玉県生活環境保全
	条例」(平成 13 年 7 月、条例第 57 号)に基づく特定工場等に係る規制基準

表 4.3-4 環境の保全に関する配慮方針(振動)

区分	環境の保全に関する配慮方針
建設機械の稼働に伴う振動の影響	・建設機械については、低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。
資材運搬等の車両の 走行に伴う振動の影 響	・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。
施設の稼働に伴う振動の影響	 ・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。

4.4 悪臭

4.4.1 調査の方法

悪臭に係る調査項目は、①悪臭の状況、②気象の状況、③臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況、④その他の予測・評価に必要な事項(既存の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況) とする。

悪臭に係る調査の方法は表4.4-1に、現地調査地点の選定理由は表4.4-2に示すとおりである。

表 4.4-1 調査の方法 (悪臭)

調査項目		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
①悪臭の状況 ・特定悪臭物質 22項目 ・臭気指数(濃 度)	現地調査	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47年、環境庁告示第 9 号)「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7年、環境庁告示第 63 号)及び「埼玉県生活環境保全条例施行規則 別表14備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」(平成 14年 埼玉県告示第 604 号)に定める方法	調査地域は、既存の第一 工場煙突から半径 2 kmの 範囲とする。 調査地点は、計画地周辺 4 地点とする。 ※一般環境大気質の調査 地域・調査地点と同地 点とする。 (図 4.1-1 参照)	1回(夏)とする。
	既存 資料 調査	過年度に実施した既存の第 一工場稼働時の調査結果等 の整理及び解析を行う。	計画地内の2地点(風上側、風下側)とする。	最新資料を含む 過去 5 年分とす る。
②気象の状況 ・風向、風速、気 温、湿度、日射 量、放射収支量	既存 資料 調査	地域気象観測所の観測資料の整理及び解析を行う。	計画地近傍の越谷地域気 象観測所とする。	最新の1年とする。気象の異常 名。気象では当該 年及び過去10年 間のデータを用 いることとする。
	現地 調査	「4.1 大気質」における地上 気象の調査結果を利用する。	計画地内1地点とする。	1年間とする。
③臭気の移流、拡 散等に影響を及 ぼす地形・地物 の状況	既存 資料 調査	「地形分類図」や「地形 図」等の既存資料を整理す る。	計画地及びその周辺地域	
④その他の予測・ 評価に必要な事 項 ・既存の発生源の 状況	既存 資料 調査	「土地利用現況図」(埼玉県)等の整理及び解析を行う。	とする。	最新の資料とす
④その他の予測・ 評価に必要な 項・学校、環境の保全 について必要なの が特に必要なの が特に必要なの が特では で で が で が り の で の で の の に の の に の に の に め の に の に の に り た り の に り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	既存 資料 調査	「土地利用現況図」(埼玉県)、「住宅地図」等の整理 及び解析を行う。	計画地及びその周辺地域とする。	る。

表 4.4-2 悪臭の現地調査地点等の選定理由

調査項目	調査	対象地域・調査地点	選定理由等
特定悪臭物質	調査地域 (既存の第一工場煙突から半径 2 kmの範囲)		対象施設の煙突からの排ガス条件、越谷気象台及び環境科学国際 C 測定局の令和 5 年の気象条件を使用し、プルーム・パフ式により事前拡散計算を行った結果、風下距離 0.8km 付近で最大着地濃度が出現すると考えられることから、調査地域は、最大着地濃度出現距離から 2 倍の距離 (1.6 km)を十分に含む 2 kmの範囲として設定した。
22 項目、臭 気指数(濃 度)	A2	計画地北側住居等付近	調査地点は、対象施設の煙突からの排ガス 条件、越谷気象台及び環境科学国際 C 測定
(2)	А3	計画地東側住居等付近	局の令和 5 年の気象条件を使用し、プルーム・パフ式により事前拡散計算を行った結
	A4 計画	計画地南側住居等付近	果、風下距離 0.8km 付近で最大着地濃度が 出現すると考えられることから、既存の第
	A5	計画地西側住居等付近	一工場の煙突から東西南北 0.8 km付近の住居等の配慮施設の位置を考慮して設定した。

4.4.2 予測・評価の方法

悪臭に係る予測、評価の方法は表4.4-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.4-4に示すとおりである。

表 4.4-3 予測・評価の方法(存在・供用:悪臭)

予測事項	施設の稼働に伴う特定悪臭物質及び臭気指数の影響(煙突排ガスによる臭気及
了侧争填	び施設から漏洩する臭気)
	対象施設の煙突から排出される排ガスの臭気については、大気拡散式(プルー
	ム・パフ式等)に基づく理論計算を用いた定量的な予測、または類似事例(既
予測方法	存の第一工場)の解析を基に定性的な予測を行う。また、施設から漏洩する臭
	気については、類似事例(既存の第一工場)の解析を基に定性的な予測を行
	う。
予測地域·	予測地域・地点は、調査地域・地点に準ずる。
地点	17例地域・地点は、調査地域・地点に平りる。
予測対象	 供用後の事業活動が通常の状態に達した時期とする。
時期	TOTAL
	<影響の回避・低減の観点>
	悪臭による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又
	は低減されているかどうかを評価する。
⇒ 7 / m² 1 , 3/1 ,	<基準、目標等との整合の観点>
評価方法	< 本年、日保寺との独古の観点
	る。
	・「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月、法律第 91 号)及び「埼玉県生活環境保全
	条例」(平成 13 年 7 月、条例第 57 号)に基づく敷地境界における規制基準

表 4.4-4 環境の保全に関する配慮方針 (悪臭)

区分	環境の保全に関する配慮方針
	・臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏 えいを防ぐ。
施設の稼働に伴う悪 臭の影響	・プラットホーム出入扉にはエアカーテンを設置する。 ・プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に 応じてプラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭 防止に努める。

4.5 水質

4.5.1 調査の方法

水質に係る調査項目は、①公共用水域の水質の状況、②水象の状況、③その他の予測・評価に必要な事項(降水量の状況、既存の発生源の状況、水利用及び水域利用の状況)とする。

水質に係る調査の方法は表4.5-1に、現地調査地点の選定理由は表4.5-2に、現地調査 地点は図4.5-1に示すとおりである。

表 4.5-1(1) 調査の方法(水質)

調査項目		調査方法	調査地域 ・調査地点	調査期間 ・頻度
①公共用水域の水質の 状況 ・生物化学的酸素要求 量 ・浮遊物質量	既存 資料 調査	「公共用水域及び地下水の水 質測定結果」(埼玉県 HP) 「越谷市統計年報」(越谷市 HP)等の整理及び解析を行 う。	計画地近傍の新 方川、古利根 川、元荒川、中 川の4地点とす る。	最新資料とする。
 ・窒素及び燐 (T-N、T-P) ・水素イオン濃度 ・溶存酸素量 ・その他の生活環境項目(大腸菌数) ・健康項目等^注 	現地調査	「水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める測定方法	計画地からの排 水先である計画 地南側の新方川 の1地点(放流 口下流)とす る。	4季 (春、夏、 秋、冬)とす る。 健康項目等は 2季 (夏、冬) とする。
①公共用水域の水質の 状況 ・底質に係る有害物質 等(シアン、アルキル 水銀、有機リン、カド ミウム、鉛、六価クロ ム、ヒ素、総水銀、PCB、 ダイオキシン類)	現地調査	「底質調査方法について(昭和 63年環水管第127号環境庁水質保全局長通知)」、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月改定、環境省)、その他環境省の告示又は通知に定める方法	計画地からの排 水先である計画 地南側の新方川 の1地点(放流 口下流)とす る。	2季 (夏、冬) とする。

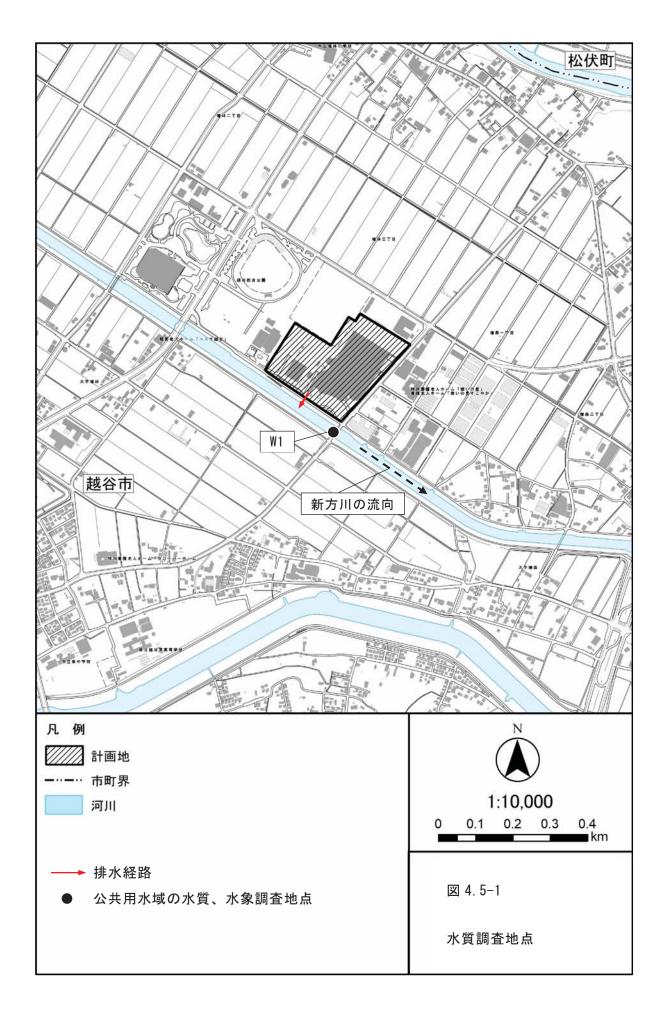
注:健康項目等:カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

表 4.5-1(2) 調査の方法(水質)

調査項目		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
②水象の状況	既存 資料 調査	「公共用水域及び地下水の水質測 定結果」(埼玉県 HP)「越谷市 統計年報」(越谷市 HP)等の整 理及び解析を行う。	計画地近傍の新方 川、古利根川、元 荒川、中川の4地 点とする。	最新の資料とする。
・河川流量、流速、 水位	現地調査	「水質調査方法について」(昭和 46 年環水管第30 号環境庁水質保 全局長通知)に定める測定方法	計画地からの排水 先である計画地南 側の新方川の1地 点(放流口下流) とする。	4季(春、夏、 秋、冬)とす る。
②水象の状況 ・河川等の形状、 底質の堆積状 況	現地調査	河川等の形状、底質の堆積状況は 現地踏査による方法	計画地からの排水 先である計画地南 側の新方川の1地 点(放流口下流) とする。	水位が低い任意 の時期に1回
③その他の予測・ 評価に必要な 事項 ・降水量の状況	既存 資料 調査	気象観測所の測定データの整理及 び解析を行う。	計画地最寄りの越 谷地域気象観測所 とする。	最新の資料とする。
③その他の予測・ 評価に必要な 事項・既存発生源の状況	既存 資料 調査	「土地利用現況図」(埼玉県)、	計画地及びその周辺とする。	最新の資料とする。
③その他の予測・ 評価に必要な 事項 ・水利用及び水域 利用の状況	既存 資料 調査	「住宅地図」等の整理及び解析を 行う。	計画地近傍の新方 川、古利根川、元 荒川、中川とす る。	最新の資料とする。

表 4.5-2 水質等の現地調査地点の選定理由

調査項目	地点名		選定理由等
水質の状況・ 水象の状況	W1	新方川 (下流側)	対象施設の供用時に、施設排水が新方川に合 流する地点の下流側の地点を設定した。



4.5.2 予測・評価の方法

水質に係る予測、評価の方法は表4.5-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.5-4に示すとおりである。

表 4.5-3 予測・評価の方法(存在・供用:水質)

	施設の稼働に伴う水質への影響	施設の稼働に伴う底質への影響
予測事項	(施設の稼働に伴う公共用水域の水質	(施設の稼働に伴う底質に係る有害物
	の変化の程度)	質等の変化の程度及び拡散の程度)
	事業計画における施設の稼働に伴い想	現地調査結果及び「施設の稼働に伴う水
	定される排水量、排水濃度等を考慮し	質への影響」の予測結果を引用し、定性
予測方法	た、完全混合式等を用いる定量的な予測	的に予測する。
	又は事業計画等を考慮し、定性的な予測	
	とする。	
予測地域・	マ畑山上に当田本山上に変形です	マ畑山はた江田木山はた)を海かっ
地点	予測地点は調査地点に準じる。	予測地点は調査地点に準じる。
予測対象時期	供用後の事業活動が通常の状態に達した	時期とする。
	<影響の回避・低減の観点>	
	水質への影響が事業者等により実行可能	な範囲内でできる限り回避され、又は低
	減されているかどうかを評価する。	
評価方法	<基準、目標等との整合の観点>	
	以下の基準等と予測結果との間に整合が	図られているかどうかを明らかにする。
	・水質汚濁に係る環境基準について(昭和	□ 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号)

表 4.5-4 環境の保全に関する配慮方針(水質)

区分	環境の保全に関する配慮方針
施設の稼働に伴う水質 への影響	・施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環
施設の稼働に伴う底質 への影響	境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。

4.6 土壌

4.6.1 調査の方法

土壌に係る調査項目は、①土壌の状況、②その他の予測・評価に必要な事項(土地利用状況)とする。

土壌に係る調査の方法は表4.6-1に、現地調査地点の選定理由は表4.6-2に示すとおりである。

表 4.6-1 調査の方法(土壌)

調査項目		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間・頻度
	既存 資料 調査	「土壌常時監視結果」(埼玉県 HP)等の整理及び解析を行う。	計画地及びその周辺とする。	最新資料の資料 とする。
①土壌の状況 ・土壌の汚染に係 る環境基準に定 める項目 ・ダイオキシン類	現地調査	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)、「土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針」(埼玉県)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める測定方法	調査地域は、既存の半 第一工場の範 第一工場の範 は、に変囲とする。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1回とする。
②その他の予測・ 評価に必要な事 項 ・土地利用状況	既存 資料 調査	「土地利用現況図」(埼玉県)等 の整理及び解析を行う。	計画地及びその周辺とする。	最新の資料とする。

表 4.6-2 土壌の現地調査地点の選定理由

調査項目	調査	至対象地域・調査地点	選定理由等
土壌の状況	調査地域 (既存の第一工場煙突 から半径 2 kmの範囲)		対象施設の煙突からの排ガス条件、越谷 気象台及び環境科学国際 C 測定局の令和 5年の気象条件を使用し、プルーム・パ フ式により事前拡散計算を行った結果、 風下距離 0.8km 付近で最大着地濃度が出現すると考えられることから、調査地域 は、最大着地濃度出現距離から 2 倍の距離(1.6 km)を十分に含む 2 kmの範囲と して設定した。
	A2	計画地北側住居等付近	調査地点は、対象施設の煙突からの排ガス条件、越谷気象台及び環境科学国際 C
	А3	計画地東側住居等付近	測定局の令和 5 年の気象条件を使用し、 事前拡散計算を行った結果、風下距離
	A4	計画地南側住居等付近	0.8km 付近で最大着地濃度が出現すると 考えられることから、既存の第一工場の
	A5	計画地西側住居等付近	煙突から東西南北 0.8 km付近の住居等の 配慮施設の位置を考慮して設定した。

4.6.2 予測・評価の方法

土壌に係る予測、評価の方法は表4.6-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.6-4に示すとおりである。

表 4.6-3 予測・評価の方法(存在・供用:土壌)

予測事項	施設の稼働に伴う土壌への影響
予測地域・ 地点	予測地域は計画地及びその周辺とし、予測地点は調査地点に準ずる。
予測方法	施設の稼働に伴う大気質の予測結果を考慮し、計画地周辺への土壌への影響について定性的に予測する。
予測対象 時期	供用後の事業活動が通常の状態に達した時期とする。
	< 影響の回避・低減の観点> 土壌への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。
評価方法	 <基準、目標等との整合の観点> 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月、環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に基づく環境基準 ・「埼玉県生活環境確保条例」(平成13年条例第57号)に基づく特定有害物質
	の土壌汚染基準

表 4.6-4 環境の保全に関する配慮方針(土壌)

区分	環境の保全に関する配慮方針		
施設の稼働に伴う土壌への影響	 ・施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守する。 ・排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。 ・灰等の車両への積込みは、場外に飛散させないために施設建屋内で行う。 ・灰等の運搬にあたっては、飛散や流出防止対策を施した運搬車両を使用する。 		

4.7 動物

4.7.1 調査の方法

動物に係る調査項目は、①動物相の状況、②保全すべき種の状況、③その他の予測・評価に必要な事項(広域的な動物相及び動物分布の状況、過去の動物相の変遷、地域住民その他の人との関わりの状況)とする。

動物に係る調査の方法は表4.7-1に、現地調査地点等の選定理由は表4.7-2に示すとおりである。また、調査地域及び調査地点は図4.7-2に示すとおりである。

表 4.7-1 調査の方法 (動物)

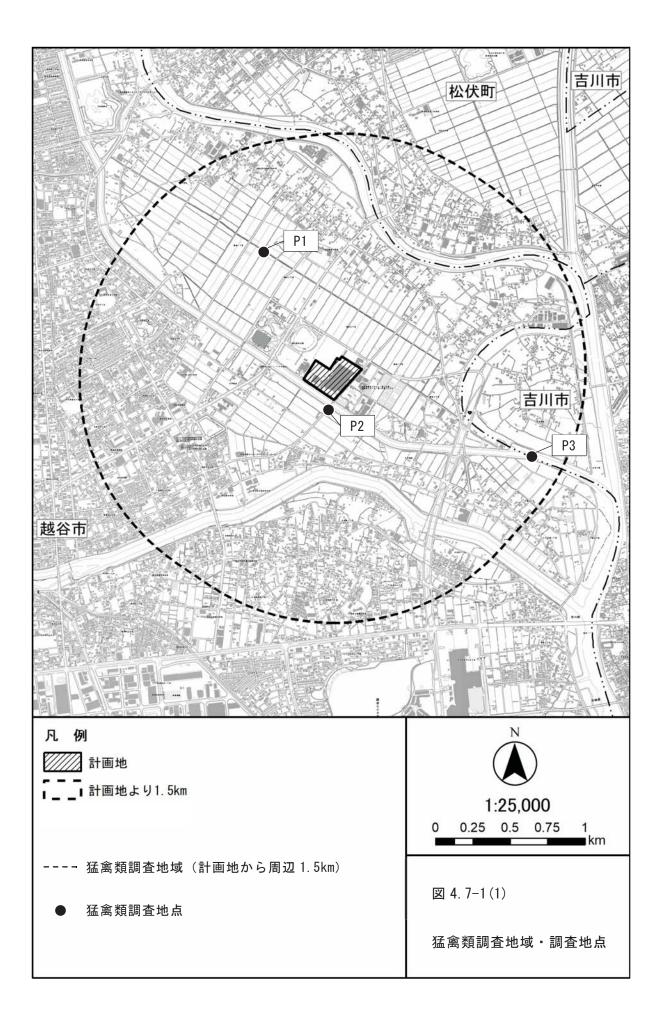
調査項目	調査方法			調査地域·調査地点	調査期間·頻度
	既存 資料 調査	動物編」(ッドデータブック 2018 (2018 年 3 月、埼玉県) び解析を行う。	計画地及びその周 辺とする。	最新の資料とする。
①動物相の状況・猛禽類・魚類・底生動物	現地調査	猛禽類	定点観察法及び営巣地 踏査による調査とす る。	調査地域は計画地 及びその周辺 1.5kmの範囲とす る。調査地点は3 地点とする。	定点観察法:2 月の日連続、年5月 日間連続、在: 営巣地域内のとと ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
		魚類	タモ網等による任意確認による調査とする。	計画地からの排水先 である計画地南側の 新方川の放流口から	3季(春、夏、
		底生動物	タモ網等による任意採集による調査とする。	上下流 200m 程度と する。	秋)とする。
②保全すべき種 の状況 ・保全すべき種	既存 資料 調査	「埼玉県レッドデータブック 2018 動物編」(2018 年 3 月、埼玉県) 等の整理により、保全すべき種の 抽出を行う。		計画地及びその周辺とする。	現地調査の前に 行う。
	現地調査	生息域	動物相の状況の調査に より把握する。	動物相の状況と同 な 様とする。	抽出した対象の 特性に応じて、 最適な時期とす る。
の生息域及び個体数又は生		個体数 生息密度	直接観察により可能な 限り調査する。		
息密度 ・生息環境		生息環境	餌となる動植物の分 布、営巣木、産卵場そ の他の営巣繁殖の場、 河川等の水深等の非生 物上の生息条件等を可 能な限り推定する。		
③ その世のにのでは、	既存 資料 調査	既存資料、専門家・地元有識者等 からの聞き取りにより調査を実施 する。		計画地及びその周辺とする。	適宜実施する。

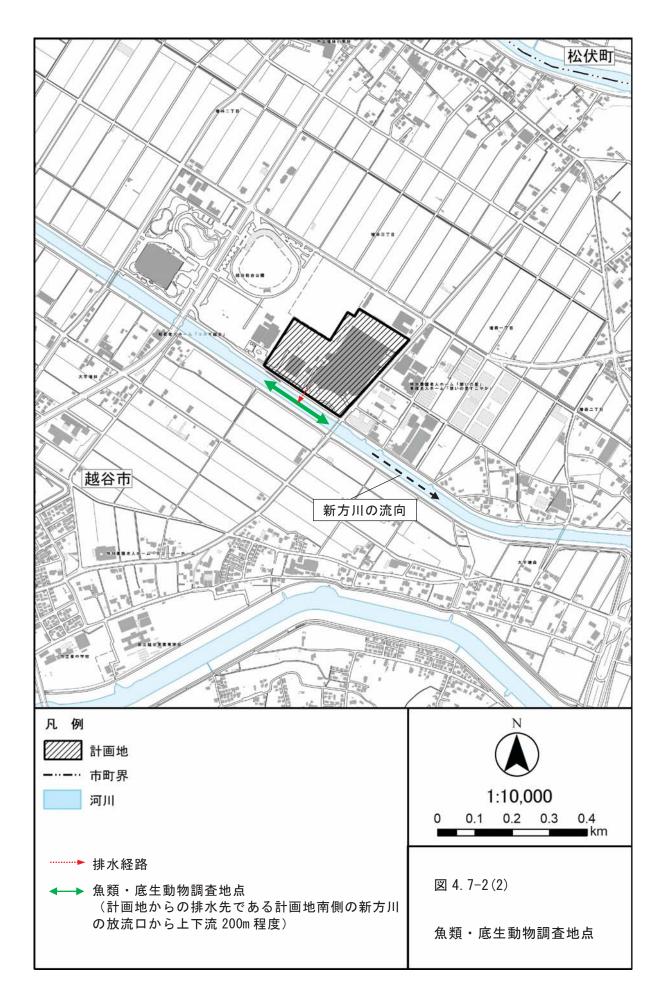
表 4.7-2(1) 動物等の現地調査地点等の選定理由

調査項目	地点名	調査方法	選定理由等	
	P1			
猛禽類	P2	定点観察法	計画地及びその周辺を広く視認できる地点を設定した。	
	Р3			

表 4.7-2(2) 動物等の現地調査地点等の選定理由

調査項目	調査対象地域等	調査方法	選定理由等
猛禽類	計画地及びその周辺 1.5km の範囲	定点観察法	動物等に対する影響が予
魚類	計画地からの排水先である計画地南側の新方川の	任意確認	想される範囲として設定
底生動物	放流口から上下流 200m 程 度	任意採集	した。





4.7.2 予測・評価の方法

動物に係る予測、評価の方法は表4.7-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.7-4に示すとおりである。

表 4.7-3(1) 予測・評価の方法(工事:動物)

予測事項	工事の実施 (建設機械の稼働、資材運搬等の車両) による動物 (猛禽類) への 影響
予測方法	事業計画、調査結果の重ね合わせによる推定、類似事例又は学識経験者の意見 等に基づく推定により予測する。
予測地域・ 地点	予測地域・地点は、計画地とその周辺 1.5km の範囲とする。
予測対象時期	工事による影響が最大となる時期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 動物への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は 低減されているかどうかを評価する。

表 4.7-3(2) 予測・評価の方法(存在・供用:動物)

予測事項	施設の稼働による動物(魚類・底生動物)への影響
予測方法	事業計画、調査結果の重ね合わせによる推定、類似事例又は学識経験者の意見
	等に基づく推定により予測する。
予測地域·	予測地域・地点は、計画地からの排水先である計画地南側の新方川の放流口か
地点	ら下流とする。
予測対象時期	供用後の事業活動が通常の状態に達した時期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点>
	動物への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は
	低減されているかどうかを評価する。

表 4.7-4 環境の保全に関する配慮方針(動物)

区分	環境の保全に関する配慮方針
工事の実施(建設機 械の稼働、資材運搬 等の車両)による動 物(猛禽類)への影 響	・建設機械については、低騒音型・低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。
施設の稼働による動物(魚類・底生動物) への影響	・施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境 保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタ リングを実施する。

4.8 廃棄物等

4.8.1 予測・評価の方法

廃棄物等に係る予測、評価の方法は表4.8-1に、環境の保全に関する配慮方針は表4.8-2に示すとおりである。

表 4.8-1 予測・評価の方法(存在・供用:廃棄物等)

予測事項	施設の稼働に伴う廃棄物の影響 (廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況)	
予測方法	事業計画や、類似施設として既存施設の廃棄物の種類及び種類ごとの排出量を 把握し予測する。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理 する。	
予測地域・ 地点	予測地域は、計画地内(組合敷地内を対象)とする。	
予測対象時期	供用後の事業活動が通常の状態に達した時期とする。	
	<影響の回避・低減の観点> 廃棄物等の排出抑制が事業者等により実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを評価する。	
評価方法	< 基準、目標等との整合の観点> 埼玉県や越谷市の廃棄物等に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が 図られているかどうかを明らかにする。	

表 4.8-2 環境の保全に関する配慮方針 (廃棄物等)

区分	環境の保全に関する配慮方針		
施設の稼働に伴う廃	・関係法令等を遵守し、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回		
棄物の影響	収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。		

4.9 温室効果ガス等

4.9.1 予測・評価の方法

温室効果ガス等に係る予測、評価の方法は表4.9-1に、環境の保全に関する配慮方針は 表4.9-2に示すとおりである。

表 4.9-1(1) 予測・評価の方法(工事:温室効果ガス等)

	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス	資材等運搬等の車両の走行に伴う温室	
予測事項	(二酸化炭素の排出量及び排出量削減	効果ガス(二酸化炭素の排出量及び排	
	の状況) 出量削減の状況)		
	二酸化炭素の排出量については、工事	二酸化炭素の排出量については、工事	
	計画から建設機械の種類、稼働台数を	計画等から車両台数や走行量を設定	
	設定し、既存資料の燃料消費量の原単	し、二酸化炭素の排出係数等を用いて	
】 予測方法	位や二酸化炭素の排出係数等を用いて	予測する。	
1 例 / 伍	予測する。	二酸化炭素の排出量削減の状況につい	
	二酸化炭素の排出量削減の状況につい	ては、環境保全措置を明らかにしたう	
	ては、環境保全措置を明らかにしたう	えで、その効果を考慮して予測する。	
	えで、その効果を考慮して予測する。		
予測地域・	 予測地域は、計画地とする。	予測地域は、計画地及び車両の走行範	
地点	「例地域は、可画地とりる。	囲とする。	
予測対象時期	工事期間とする。		
	<影響の回避・低減の観点>		
	温室効果ガス等の排出抑制が事業者等により実行可能な範囲内でできる限りな		
評価方法	されているかどうかを評価する。		
	<基準、目標等との整合の観点>		
	埼玉県や越谷市の温室効果ガス等に係る	る計画等の目標等と予測結果との間に整	
	合が図られているかどうかを明らかにする。		

表 4.9-1(2) 予測・評価の方法(存在・供用:温室効果ガス等)

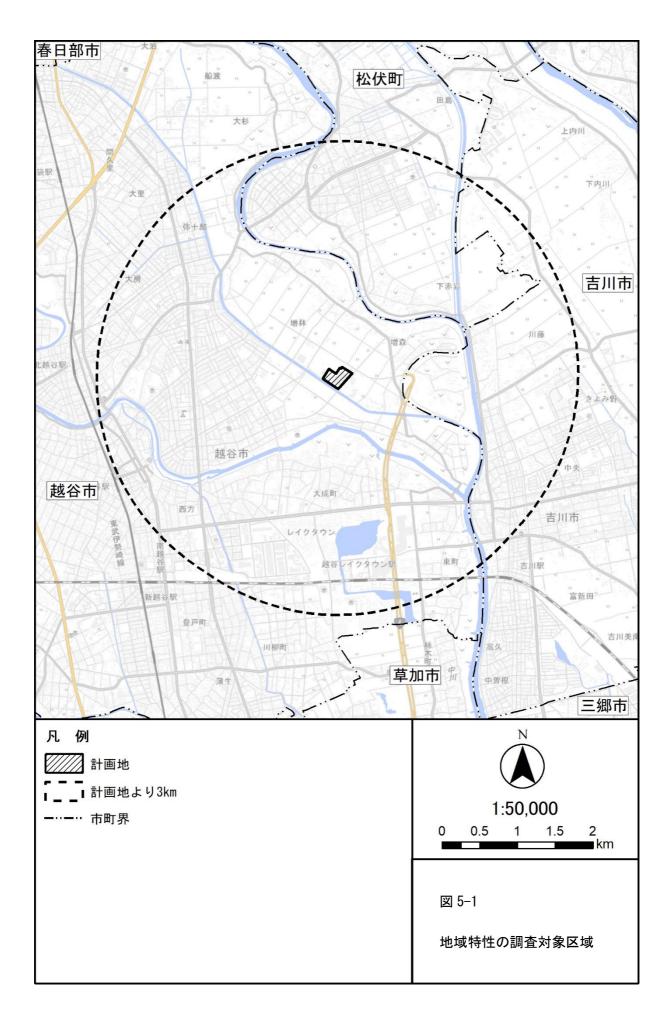
	U.St st.Kl.) M. S. J L. H. B.	4-41-4-44-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	
	施設の稼働に伴う温室効果ガス	自動車等の走行に伴う温室効果ガス	
予測事項	(温室効果ガスの種類ごとの排出量	(二酸化炭素の排出量及び排出量削減	
	及び排出量削減の状況)	の状況)	
	温室効果ガスの排出量については、	二酸化炭素の排出量については、類似	
	類似施設として既存施設のエネルギ	施設である既存施設又は各種統計資料	
	一消費量等の活動量を把握し、温室	等を用いて車両台数や走行量を設定	
	効果ガスの排出係数等を用いて予測	し、二酸化炭素の排出係数等を用いて	
予測方法	する。	予測する。	
	二酸化炭素の排出量削減の状況につ	二酸化炭素の排出量削減の状況につい	
	いては、環境保全措置を明らかにし	ては、環境保全措置を明らかにしたう	
	たうえで、その効果を考慮して予測	えで、その効果を考慮して予測する。	
	する。		
予測地域・	予測地域は、計画地(組合敷地内を対	予測地域は、計画地(組合敷地内を対	
地点	象)とする。	象)及び車両の走行範囲とする。	
予測対象時期	供用後の事業活動が通常の状態に達した時期とする。		
	<影響の回避・低減の観点>		
評価方法	温室効果ガス等の排出抑制が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り		
	なされているかどうかを評価する。		

表 4.9-2 環境の保全に関する配慮方針(温室効果ガス等)

区分	環境の保全に関する配慮方針	
	・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	
	・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集	
建設機械の稼働に伴う	中稼働を避ける。	
温室効果ガスの影響	・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用	
	に努める。	
	・建設機械の整備、点検を徹底する。	
	・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入	
┃ ┃ 資材運搬等の車両の走	が集中しないよう努める。	
行に伴う温室効果ガス	・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	
の影響	・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふか	
* > 1/2	しは行わないよう徹底する。	
	・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	
	・各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガ	
	スの削減に努める。	
施設の稼働に伴う温室	・廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施	
効果ガスの影響	設で利用し、余剰電力は売電することで、二酸化炭素の削減を図る。	
	・ごみ焼却により発生した熱は、タービンから抽気された蒸気で熱交	
	換器により温水をつくり、周辺施設に熱供給する。	
	・廃棄物等運搬車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入	
	が集中しないよう努める。	
自動車等の走行に伴う	・廃棄物等運搬車両のアイドリングストップを徹底する。	
温室効果ガスの影響	・廃棄物等運搬車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふか	
	しは行わないよう徹底する。	
	・廃棄物等運搬車両の整備、点検を徹底する。	

第5章 地域の概況

計画地及びその周辺地域の概況は、令和6年7月までに公表されている入手可能な既存資料等により把握した。「計画地及びその周辺地域」とは、本事業により環境に影響が及ぶ可能性のある範囲であり、最大で計画地及びその周囲約3kmとした(図5-1参照)。そのため、既存資料の調査としては、越谷市、吉川市、松伏町(以下、「関係市町」という)を基本とした。なお、本事業は廃棄物処理施設に係る事業であるため、影響が及ぶ可能性のある範囲(3km)外の組合構成市である草加市、八潮市、三郷市の3市と関係市町の5市1町(以下、「構成市町」という。)については、人口や廃棄物等の本事業に関係する項目は、調査を実施した。なお、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。



5.1 社会的状况

社会的状況の概要は、表5.1-1に示すとおりである。

表 5.1-1(1) 社会的状況の概要

項目		概要
人口及び産業	人口	計画地が位置する越谷市における令和6年6月1日現在の人口
の状況		は、339,082 人である。構成市町における平成6年から令和6年
		までの人口の推移は、越谷市、草加市は緩やかな増加傾向にな
		り、その他の市町は横ばい傾向にある。
	産業	計画地が位置する越谷市は「卸売業、小売業」、「医療、福
		祉」、「製造業」の占める割合が高い。
土地利用の状	地目別土地利	計画地が位置する越谷市では宅地に利用されている面積が
況	用	2,466.2ha となっている。
	土地利用計画	計画地は、市街化調整区域、農業地域に位置している。また、計
	の状況	画地は用途地域の指定がない区域となっている。
河川及び湖沼	河川の分布	計画地の南側に新方川が流れている。
の利用並びに	上水道	計画地が位置する越谷市の上水道普及率は100%となっている。
地下水の利用	内水面漁業	計画地及びその周辺地域に流れている中川、新方川等には漁業権
状況		が設定されている。
	地下水の利用	計画地である越谷市が位置する東部地域における地下水の用途
	状況	は、各年とも水道用が最も多くなっている。
交通の状況	道路交通量	計画地から最寄りの埼玉県道 102 号平方東京線(越谷市増森 2-
		122)の昼間 12 時間交通量は 7, 244 台である。
	鉄道	計画地から最寄りの越谷レイクタウン駅の乗降人員は、令和4年
		度で 9, 553, 875 人/年である。
学校、病院そ	環境保全につ	計画地に最寄りの保全施設について、教育施設は西側約 0.8km に
の他の環境保	いての配慮が	位置する幼保連携型認定こども園越谷さくらの森が、福祉・医療
全について配	特に必要な施	施設は東側約 0.2km に位置する特別養護老人ホーム憩いの里があ
慮が特に必要	設	る。
な施設及び住	住宅の分布状	計画地から最寄りの住宅は、西側・南南西側約 0.3km に位置して
宅	況	いる。
下水道、し尿	下水道	計画地が位置する越谷市の公共下水道の普及率は84.3%である。
処理及びごみ	し尿処理	構成市町の水洗化率は97.4%~99.6%となっており、計画地のある
処理施設の整		越谷市の水洗化率は99.4%である。構成市町のし尿・浄化槽汚泥
備状況		処理は、下水道投入や自家処理等はなく、全て処理施設において
		処理されている。計画地が位置する越谷市の総処理量は 27,923kL
		となっている。
	ごみ処理	計画地が位置する越谷市の令和3年度の年間排出量は103,747tで
		ある。

表 5.1-1(2) 社会的状況の概要

項目		概要
法令による指定大気汚染		「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
及び規制等の状		環境基準、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」
況		における排出基準及び指定地域、「工場・事業場に係る窒素酸化
		物対策指導方針」に基づく窒素酸化物の排出基準、「自動車 NOx・
		PM 法」に基づく対策地域が適用される。
	水質	「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく
		環境基準、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」
		基づく排水規制が適用される。
	騒音	「環境基本法」に基づく環境基準、「騒音規制法」に基づく特定
	1324 F	建設作業の規制基準、自動車騒音の要請限度及び特定工場等に係
		る騒音の規制基準が適用される。
	振動	「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準、道路交通振動
	加度到	
	口支法法	の要請限度及び特定工場等に係る騒音の規制基準が適用される。
	土壌汚染	「環境基本法」及び「ダイオキシン類特別措置法」に基づく環境
		基準が適用される。
	地盤沈下	「埼玉県環境保全条例」における指定地域が適用される。
	悪臭	「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基
		準が適用される。
	景観	「景観法」に基づく「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」
		が適用される。
	廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保
	DE 2 1/2	全条例」が適用される。
	地球温暖化	「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「埼玉県地球温暖化
	地外無吸化	
	占 MARK A A	対策実行計画(第2期)改訂版」が適用される。
	自然関係法令	計画地においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
	等	関する法律」における特定猟具使用禁止区域(銃)、「河川法」に
		おける河川保全区域、「埼玉県生活環境保全条例」における地下
		水採取規制地域、「都市計画法」における都市地域および市街化
		調整区域、「農業新興地域の整備に関する法律」における農相振
		興地域が適用される。
<u> </u>		

5.2 自然的状況

自然的状況の概要は表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5. 2-1(1) 自然的状況の概要

表 5.2-1(1) 自然的状況の概要 			
項目		概要	
気象	降水量・気温	計画地から最寄りの気象観測所は、越谷地域気象観測所(埼玉県越谷市)	
	・日照時間	である。令和 5 年の降水量は、1,127.5mm であった。平均気温は 17.0℃で	
		あり、最高気温は39.1℃、最低気温は-5.9℃となっている。また、日照	
		時間は 2, 353. 1 時間であった。	
風向・風速 令和5年における最多風向は北北西、平均風速は1.4m/sで		令和 5 年における最多風向は北北西、平均風速は 1.4m/s であった。ま	
		た、平成26年から令和5年における年間最多風向は北北西であった。	
大気質	大気質の状況	計画地周辺の大気汚染常時監視測定局は、一般局2局、自排局1局が設置	
		されている。令和4年度における各項目の測定結果は、二酸化硫黄の全測	
		定局、二酸化窒素の全測定局、浮遊粒子状物質の全測定局、微粒子状物質	
		の全測定局で環境基準等が達成であったが、光化学オキシダントの全測定	
		局、炭化水素の全測定局で環境基準等が非達成であった。	
	苦情の状況	大気汚染に関する関係市町の公害苦情件数は、関係市町で 60 件であっ	
1:		た。	
騒音	騒音の状況	面的評価では、県道葛飾吉川松伏線において昼間、夜間ともに基準値を超	
		過する戸数が多くなっている。	
11251	苦情の状況	騒音に関する関係市町の公害苦情件数は、関係市町で126件であった。	
振動	振動の状況	各測定地点の道路交通振動の測定結果は、全地点において要請限度を下回	
	## 5.15	っている。	
	苦情の状況	振動に関する関係市町の公害苦情件数は、関係市町で20件であった。	
tav.		計画地及びその周辺地域では、悪臭の調査について公表された測定結果は	
山丘丘丘	苦情の状況	悪臭に関する公害苦情件数は、関係市町で33件であった。	
		計画地周辺における公共用水域の水質調査地点は、越谷市、吉川市、松伏	
		町で4河川5測定地点行われており、全ての地点で基準値を満たしてい z	
る。 地下水 関係市町では4地点で概況調査が、1地点で継続監			
		る。いずれの調査でも基準値を超過する地点はなかった。	
	苦情の状況	水質汚濁に関する公害苦情件数は、関係市町で13件であった。	
<u></u> 底質	DIH O WAL	過年度において計画地及びその周辺地域では、水底の底質の調査について	
风负		公表された測定結果はない。	
土壌	農用地におけ	埼玉県では、農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素、カドミウ	
1. 1.	る土壌汚染	ムについての調査を昭和54年から令和4年に行っており、いずれの項目	
		も環境基準を達成している。	
	ダイオキシン	埼玉県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定	
	類	を行っている。令和2年度から令和4年度の関係市町における土壌中のダ	
		イオキシン類の常時監視結果は、いずれも環境基準を達成している。	
	土壌の分布状	計画地一帯は、グライ土壌(片柳統)が分布している。	
	況		
	苦情の状況	土壌汚染に関する公害苦情は、関係市町ではなかった。	
地盤 地盤沈下の状 計画地がある越谷市における過去5年間の地盤標高の変動		計画地がある越谷市における過去5年間の地盤標高の変動量は-1.4~+	
	況	9.0mm の範囲で沈下、隆起している。	
	苦情の状況	地盤に関する公害苦情は、関係市町ではなかった。	

注:公害苦情件数において、吉川市は令和4年度、それ以外の市町は令和5年度の値である。

表 5.2-1(2) 自然的状況の概要

T# C		表 5. 2-1(2) 目然的状況の概要
項目		概要
地形		計画地及びその周辺地域における地形は、後背湿地であり、計画地の北側と南側にある川に沿って自然堤防、河原がある。
地質		計画地及びその周辺地域の地質は、計画地の北側にある川に沿って砂質 堆積物(埼玉)となっており、南側にある川に沿って砂泥堆積物(埼 玉)・泥質堆積物(茨城)、砂質堆積物となっている。 計画地は砂泥堆積物(埼玉)・泥質堆積物(茨城)に位置している。
動物	動物相の状 況	計画地及びその周辺地域において、既存文献から確認された動物種は819種であった。
	保全すべき動物種の状況	動物相の状況において確認された 819 種の内、計画地及びその周辺地域での保全すべき動物種は、207 種(鳥類 81 種、爬虫類 12 種、両生類 5種、魚類 7 種、昆虫類 84 種、甲殻類 2 種、クモ目 4 種、軟体動物 12種)であった。
植物	植生の状況	計画地及びその周辺地域は、大部分が市街地や緑の多い住宅地、耕作地 (水田雑草群落及び畑雑草群落)で占められており、自然度の高い植生 はあまりみられない。自然度の比較的高い植生としては、河川沿いに分布するヨシクラス等が挙げられる。
	保全すべき 植物種の分 布状況	文献資料において、計画地及びその周辺地域で確認された植物種は 705種であった。そのうち計画地及びその周辺地域での保全すべき植物種は、72種であった。
	特定植物群落、保存樹・保存樹・ 材をび巨樹・巨木の 状況	国土交通省都市緑化データベースによると法律に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は、埼玉県内においては指定が無い。関係市町の条例に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は、保存樹について、越谷市では12本、吉川市では40本であった。保存樹木について、越谷市では0件、吉川市では2件あり、面積は0.21haであった。なお、松伏町については、条例で指定された保存樹・保存樹林は確認されなかった。
生態系		計画地は既存の第一工場が稼働している市街地であり、人為的な環境に 生息・生育可能な生物が利用する可能性はあるものの、地域を特徴づけ るような生態系は形成されていないと考えられる。また、計画地周辺で は、水田雑草群落や畑雑草群落から成る耕作地の生態系のほか、河川沿 いに比較的自然度の高い植生が分布しており、水域を利用する水生生物 や河岸の環境を利用する陸生生物に特徴づけられる、水辺の生態系が成 立していると考えられる。
景観	地域景観状況	計画地及びその周辺地域の地形は、概ね平坦であり、計画地の北側には 大落古利根川が、南側には新方川が、東側には中川が流れ、計画地の南 東側には国道4号が通っている。なお、土地利用状況は、市街化区域、 市街化調整区域、農用地区域等に分かれている。
	景観資源及 び主要眺望 点の状況 自然とのふ れあいの場	計画地に最寄りの景観資源は、計画地の一部であるリユース(既存の第一工場)がある。計画地に最寄りの眺望点は、計画地の一部であるリユース(既存の第一工場)からの眺めである。 計画地に最寄りの自然とのふれあいの場は、計画地に隣接する越谷総合公園である。
指定文 化財そ の他の	指定文化財	計画地に最も近い指定文化財は、計画地から北北西側約 1.1 kmに位置する越谷市指定文化財の文明 3 年十三仏板碑がある。
生活環 境の状 況	埋蔵文化財	計画地から最も近い埋蔵文化財は、計画地から西北西側約 1.0km に位置 する増林中妻遺跡が、北側約 1.0km に位置する増林下前遺跡がある。
	中の放射性物 環境の状況	計画地周辺における令和 5 年の放射線の測定結果は、0.041~0.09μSv/h であった。

第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び構成市町によって策定されている公的な計画等のうち、本事業と関連のあるものは、表6.1-1に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、本事業において配慮することとした事項は、表6.1-2に示すとおりである。

表6.1-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	
埼玉県	埼玉県5か年計画~日本一暮らしやすい埼玉へ~(令和4年度~令和8年	
	度) (令和4年3月)	
	埼玉県環境基本計画(令和4年度~令和8年度)(令和4年4月)	
	埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版(令和5年3月)	
	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画(令和3年3月)	
東南部地域5市1町	「ゼロカーボンシティ」共同宣言(令和3年4月)	
(草加市、越谷市、		
八潮市、三郷市、吉		
川市、松伏町)		
越谷市	越谷市環境管理計画(2021~2030年度)(令和3年4月)	
	越谷市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(令和3年3月)	
吉川市	第4次吉川市一般廃棄物処理基本計画(令和5年3月)	
松伏町	松伏町一般廃棄物処理基本計画(令和6年3月)	
草加市	草加市ごみ処理基本計画(平成29年3月)	
八潮市	八潮市一般廃棄物処理基本計画~ごみ処理編~(令和4年3月)	
三郷市	三郷市一般廃棄物処理基本計画(令和2年3月)	

	表6.1-2(1) 公的な計画等を反映した配慮事項		
計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項	
埼玉県5か年計画〜日本一暮らしやすい埼 玉へ〜(令和4年度〜 令和8年度) (令和4年3月)	【埼玉県の目指す3つの将来像】 2030年やその先の2040年を見据えて、安心・安全の追究Resilience (レジリエンス)、誰もが輝く社会Empowerment (エンパワーメント)、持続可能な成長Sustainability (サステナビリティ)の3つの将来像の実現を目指します。 【将来像の実現に向けた基本姿勢】 ①埼玉版SDGsの推進 ②新たな社会に向けた変革	・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。 ・供用時の廃棄物処理は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・熱エネルギーの有効利用や廃棄物の堆肥化による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換に努める。	
埼玉県環境基本計画 (令和4年度~令和8年 度) (令和4年4月)	【長期的な目標】 ①温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり ②安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり ③あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり 【施策の方向】 ①気候変動対策の推進 ②資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 ③みどりの保全と創出 ④生物多様性と生態系の保全 ⑤恵み豊かな川との共生と水環境の保全 ⑥安全な大気環境や身近な生活環境の保全 ⑦経済との好循環と環境科学・技術の振興 ⑧地域資源の活用や交流・連携による地域づ	 ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の採用や、建設機械の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理・処分する。 ・熱エネルギーの有効利用や廃棄物の堆肥化による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換に努める。 	
埼玉県地球温暖化対策 実行計画(第2期)改正 版 (令和5年3月)	くり・人づくり 県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の 削減目標と計画推進の方向性が示されている。 【削減目標】 令和12年度(2030年度)における埼玉県の 温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比46%削減する。 【計画推進の方向性】 ①行政、事業者、県民など全ての主体が協働 した「ワンチーム埼玉」での対策の推進 ②カーボンニュートラルの実現に向けた緩和 策の推進 ③持続可能なまちづくりやサーキュラーエコ ノミー(循環経済)への移行 ④気候変動への適応策の推進	 ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の採用や、建設機械の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・工事での廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及、再利用できない理を図は、再資である。 ・世業者に委託し、適切に処理・処分する。 ・供用時の廃棄物処理は、関係・知理・を実施するとともに、分別をできまれる。 ・供用時の廃棄物処理は、関係・知の上、減量でした。 ・熱工ネルギーの有効利用や廃棄物の堆肥化に努める。 ・熱エネルギーの有効利用や廃棄物の堆肥化になる温室効果ガス排出量の削減等を行うすで、低大会への転換に努める。 	

表6.1-2(2) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
「ゼロカーボンシティ」共同宣言 (令和3年4月)	【共同宣言内容(抜粋)】 埼玉県東南部地域5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)では、1965年から可燃ごみとし尿の共同処理を行うほか、これまで様々な分野における広域連携の取組を推進しており、2050年に向けて、これまでの経験と各自治体の特性を活かした「ゼロカーボンシティ」の実現と圏域の活性化に繋がる取組が期待されています。このことから、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町は、国際社会の一員として、圏域内の住民や事業者等と協働し、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを共同で宣言します。	・再生可能エネルギーの導入や 省エネルギー設備の導入に努 める。 ・熱エネルギーの有効利用や 廃棄物の堆肥化による温室 効果ガス排出量の削減等を 行う事で、低炭素で地球に やさしいエネルギー社会へ の転換に努める。
越谷市環境管理計画 (2021~2030年度) (令和3年4月)	【望ましい環境像】 「みんで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」 【基本理念】 基本理念1環境面から社会・経済課題の同時解決 基本理念2行政・市民・事業者の協働 基本理念3地域資源の持続的な活用 【基本目標】 基本目標1「脱炭素社会の構築」 基本目標2「気候変動影響への適応」 基本目標3「資源循環型の地域形成」 基本目標3「資源循環型の地域形成」 基本目標4「生物多様性の保全と回復」 基本目標5「安全で安心な生活環境の形成」 基本目標6「人づくり、参加・協働」	・再生可能エネルギーの導入や 省エネルギー設備の導入に努 める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低 振動型の建設機械の整備点候等 により、工事自然環境の 全に等の防止、自然環境の 全に努める。 ・工事の防止、分別を徹 底し、進を図るととも専門の促進をいものは進をいものは進をいるのととも専門の促進きない。 ・熱エネルギーのには難分る。 ・熱エネルギーとのに対して を廃棄ガス排出量を 効果ガス排出量を 行うといれるの を発表しているの を発表している。 ・熱エネルギーとの を発表している。 ・熱エネルギーとの がある。 ・熱エネルギーとの がある。 ・熱エネルギーとの がある。 ・熱にの がある。 ・熱にしたの がある。 ・熱にしたの がある。 ・熱にしたの がある。 ・熱にしたの がある。 ・熱にしたの がある。 ・ればいの がある。 ・ればいの がある。 ・ればい。 ・れば、 ・れば、 ・れば、 ・れば、 ・れば、 ・れば、 ・れば、 ・れば、
「第9次埼玉県廃棄物処 理基本計画」 (令和3年3月)	【将来像】 『県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現』 【目標値】 ○事業系一般廃棄物 ・令和7年度の年間最終処分量の目標値を平成30年度より16%削減した451千トンとする。 ○産業廃棄物 ・令和7年度の年間最終処分量の目標値を平成30年度より5.7%削減した150千トンとする。	・廃棄サス排出量を 一廃棄サス排出量源循環の推出量源 一度乗ります。 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、

表6.1-2(3) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
「越谷市一般廃棄	【基本理念】	・廃棄物の堆肥化による
物処理基本計画	『市民がつくる 持続可能な資源循環のまち こしがや』	温室効果ガス排出量の
(ごみ処理基本計	【基本方針】	削減等を行う事で、資
画)」	(1)市民・事業者との協働による資源循環の推進	源循環の推進に努め
(令和3年4月)	(2)排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化の促	る。
	進	・工事中における廃棄物
	(3)新たなごみ収集・処理システムの構築	は、分別を徹底し、再
「第4次吉川市一	【基本方針】	資源化及び再利用等の
般廃棄物処理基本	(1)ごみの発生抑制・資源化の推進	促進を図るとともに、
計画」	(2)持続可能なごみ処理システムの構築	再利用できないものは
(令和5年3月)	(3)市民・事業者・行政の連携促進	専門業者に委託し、適
「松伏町一般廃棄	【基本理念】	切に処理・処分する。
物処理基本計画」	『みんなで拓く持続可能な資源循環のまち まつぶし』	・供用時の廃棄物処理
(令和6年3月)	【基本方針】	は、関係法令等を遵守
	(1)町民、事業者、行政との協働による資源循環の推進	して、適正な処理・処
	(2)ごみの排出抑制と資源化の推進	分を実施するととも
	(3)安定的なごみ処理体制の構築	に、分別回収の上、減
「草加市ごみ処理	【基本理念】	量化及び再利用・再資
基本計画」	『ともに力をあわせてつくる循環型社会〜快適都市 そうか	源化の向上に努める。
(平成29年3月)	を目指して~』	
	【基本方針】	
	(1)優先順位をつけて施策を推進	
	(2)力をあわせて循環型社会の構築	
	(3)循環型社会を支えるごみ処理施策の推進	
「八潮市一般廃棄	【基本理念】	
物処理基本計画~	『市民、事業者、市の共生・協働による持続可能な循環型	
ごみ処理編~」	社会の実現』	
(令和4年3月)	【基本方針】	
	(1)市民、事業者への啓発の推進	
	(2)減量化及び資源化の促進	
	(3)安全で適切な処理体制の構築	
	(4)SDGsの理解促進と行動改革	
「三郷市一般廃棄	【基本理念】	
物処理基本計画」	『日常生活の中で省資源、省エネルギーなどの環境負荷の	
(令和2年3月)	少ない社会システムやライフスタイルを取り入れ、地球環	
	境保全及び資源循環に貢献するとともに、効率的かつ安定	
	したごみ処理と災害に強い強靭な処理体制づくりを市民、	
	事業者、行政が一体となって目指すこと』	
	【基本方針】	
	(1)5R が根付いた地域社会の形成	
	(2)市民・事業者・市の役割分担とパートナーシップによる地	
	域循環の推進	
	(3)安心・安全で環境負荷が少なく、強靭な処理体制の構築	

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域について、計画地及びその周辺地域(計画区域の周囲3km以内の地域のうち計画区域を除く範囲)における指定状況は表6.2-1に示すとおりである。

計画地は、特定猟具使用禁止区域(銃)、河川保全区域、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業振興地域に指定されている。

6.2.2 その他の配慮すべき地域

計画地及びその周辺地域(計画区域の周囲3km以内の地域のうち計画地を除く範囲)の法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布は、表6.2-2に示すとおりである。

表6.2-1 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		BB IS VAL A MY	
		計画地	周辺地域	関係法令等	
	国立公園	×	×	自然公園法	
自然公園	国定公園	×	×	日然公園伝	
	県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例	
卢 	原生自然環境保全地域	×	×	立	
	自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
木土地坝	県自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例	
自然遺産		×	×	世界遺産条約	
	近郊緑地保全区域	×	×	首都圈近郊緑地保全法	
然 緑 地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法	
	ふるさとの緑の景観地	X	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	
護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に関する法律	
	特別保護地区	X	×		
動植物保護	鳥獣保護区	X	0	- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に	
	特定猟具使用禁止区域(銃)	0	0	関する法律	
		X	×		
		×	×	ラムサール条約	
急傾斜地崩塌		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	·	X	×	地すべり等防止法	
		×	×	砂防法	
				森林法	
	t		_	河川法	
				土砂災害防止法	
<u> </u>	NE-3			工業用水法	
地下水採取規制地域				建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
				埼玉県生活環境保全条例	
都市地域				- 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
				都市計画法	
	-				
		×	0	農業振興地域の整備に関する法律	
森林地域		X	×		
国有林		X	×	森林法	
地域森林計画	可対象民有林	X	0		
文化		×	0	文化財保護法	
		×	0	埼玉県文化財保護条例	
		×	0	越谷市文化財保護条例	
		×	0	吉川市文化財保護条例	
護		×	0	松伏町文化財保護条例	
景 風致地区		×	×	都市計画法	
観 景観計画地(一般課題対応区域)		X	0		
景観計画地				」 埼玉県景観条例	
	(特定課題対応区域)	×	X	埼玉県景観条例	
	自保 自 緑 動 急地砂保河河土 地 都市市そ農農森国地 史	国立公園 国立公園 国立公園 国定公園 県立自然公園 県立自然公園 県生自然環境保全地域 自然環境保全地域 自然環境保全地域 県自然環境保全地域 県自然環境保全地域 特別線地保全区域 特別線地保全地区 ふるさとの緑の景観地 生息地等保護区 特別保護地区 島獣保護区 特別保護地区 島獣保護区 特定猟法禁止区域 登録簿に掲げられる湿地の区域 登録簿に掲げられる湿地の区域 地すべり防止区域 でが指定地 保安林 河川保全区域 土砂災害警戒区域 地下水採取規制地域 都市街化区域 市街化に調整区域 その他の用途地域 農業振興地域 農用地区域 森林地域 農業振興地域 農用地区域 森森林地域 農業振興地域 農用地区域 森森林地域 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	計画地 国立公園	国立公園	

注:指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

表6.2-2 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	表0.2-2 配慮されるへ 配慮されるべき地域	計画地及び周辺地域の状況	該当
環境の良好な状態		計画地及び周辺地域の状况	改当
の保持を旨として留意されるべき配		環境基準を上回る地域が存在するため、環境 保全上、配慮すべき地域である。	0
留息されなべき配 慮事項	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地周辺には学校、病院、住居等が分布していることから、環境保全上、配慮すべき地域である。	0
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	計画地及びその周辺地域には分布しない。	\times
	水道水源水域及び湧水池につながる地 下水	計画地及びその周辺地域には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等の保水機 能	計画地及びその周辺地域には、田畑、農業用水 路が分布するが、良好な保水機能を有する地域 ではない。	×
	現状の地形を活かした土地の改変量抑 制	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大 規模な土地の改変等は行わない。	X
	重要な地形、地質及び自然現象	計画区域及びその周辺地域には分布しない。	X
	災害の危険性のある地域又は防災上重 要な役割を果たしている地域	計画地及びその周辺地域は災害の危険性が高い 地域に分布している。	0
生物多様性の確保 及び自然環境の体 系的保全を旨とし て留意されるべき	環境省が作成したレッドリスト、埼玉 県が作成したレッドデータブックその 他の調査研究資料において貴重とされ ている種の生息・生育環境	計画地及びその周辺地域にはシラコバトなど環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	0
配慮事項	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域	計画地及びその周辺地域には、動物、植物の生息・生育空間が存在していないため、環境保全上、配慮すべき地域ではない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	計画地及びその周辺地域には、動物、植物の生息・生育空間が存在していないため、環境保全上、配慮すべき地域ではない。	×
人と自然との豊か なふれあいの確保 及び快適な生活環 境の保全を旨とし	マーク及びスカイライン等埼玉県の原	計画地及びその周辺地域には分布していない。	×
て留意されるべき 配慮事項	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画地及びその周辺地域には寺社が立地しているため、環境保全上、配慮すべき地域である。	0
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふ れあう場	計画地及びその周辺地域には元荒川、新方川、 中川等が分布していることから環境保全上、配 慮すべき地域である。	0
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に 自然とふれあう場	計画地及びその周辺地域には元荒川、新方川、 中川等が分布していることから環境保全上、配 慮すべき地域である。	0
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造 物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地及びその周辺地域には、文化財が分布している。	0
環境への負荷の低 減を旨として留意		法律等に準拠し、実行可能な範囲で排出抑制及 びリサイクルを推進する。	0
されるべき配慮事 項		実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制した計画とする。	0
	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備 する計画とする。	0
一般環境中の放射 性物質について留 意されるべき配慮 事項	放射性物質の拡散・流出による影響	計画地及びその周辺地域には、放射性物質が高い地域は分布していない。	×
		「ソ」は計画は各立は計画は各国は終末化した」	

注:該当の「〇」は計画区域又は計画区域周辺が該当する、「 \times 」は計画区域又は計画区域周辺が該当しないことを示す。

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

組合が第一工場及び第二工場は、構成市町から排出される可燃ごみの処理を担ってきた。第一工場は、老朽化が進行していたことから、平成28年度(2016年度)~令和元年度(2019年度)の4年間で基幹的設備改良工事を行い、延命化を図っていたが、一般的に廃棄物処理施設は、他の施設と比較すると性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いとされており、供用年数が概ね20年~25年程度で廃止を迎える施設が多くなっている。供用年数は概ね20年~25年程度で廃止を迎える施設が多くなっていることから、今後の稼働については、施設の更新が必要となる。今後も安心・安全で持続可能なごみ処理を行うため、第一工場の設備更新にかかる事業を推進することを目的とし、組合では、既存の第一工場を運営しながらプラント設備を更新することとしたものである。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地は前項で示したように、既存の第一工場を稼働させながらプラント設備を更新するため、代替地の選定は行わないものとする。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表6.2-1及び表6.2-2に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表6.4-1に示すとおりである。

表6.4-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに 配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて 配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困 難な事項 及びその 理由
環境の良好な状態の保持を旨と して留意される べき配慮事項	・排ガス濃度は、法令に 基づく基準値と同等以 上の厳しい基準値とす る。 ・廃棄物運搬車両の主な 走行ルートは、既存の 第一工場と同様のルー トとする。	・計画地の周辺には学校、病院、住居等が近接しているため、これら配慮が特に必要な施設への影響の回避又は低減に努める。	
生物多様性の確保 及び自然環境の体 系的保全を旨とし て留意されるべき 配慮事項	特になし	・計画地周辺において注目すべき種 が確認された場合は、その生息・ 生育環境への影響の回避または低 減に努める。	特になし
人と自然との豊か なふれあいの確保 及び快適な生活環 境の保全を旨とし て留意されるべき 配慮事項	特になし	・計画地周辺に分布する主要な眺望 景観や自然とのふれあいの場への 影響が予測される場合は、それら の影響の回避または低減に努め る。	
環境への負荷の低 減を旨として留意 されるべき配慮事 項	・余熱利用として、ター ビン発電機による発電 を行うとともに、熱利 用を行う計画とする。	・廃棄物等の排出抑制及びリサイク ルに努める。 ・温室効果ガスの排出抑制に努め る。	

本書で使用している地形図は、国土地理院発行の電子地形図25000及び電子地形図 (タイル)を使用している。 空中写真は、国土地理院撮影の空中写真(2019年撮影)を使用している。